

学校危機管理マニュアル



令和4年度

宝達志水町立宝達小学校

目 次

体制の整備

学校安全全体構造	1
危機管理マニュアルの運用方法	2
平常時、事件・事故発生時の対応・連絡体制	3

事前の危機管理

安全点検	7
避難訓練・教職員研修・安全教育	11

個別の危機管理

事故発生時の対応

A0 登下校中の交通事故発生時の対応	13
A1 頭頸部外傷の対応	14
A2 熱中症発生時の対応	16
A3 食物アレルギー発生時の対応	19
A4 けいれん発作発生時の対応	21

災害・事件発生時の対応

B1 不審者への対応	22
B2 大雨発生時の対応	24
B3 地震・火災・津波発生時の対応	25
B4 原子力災害の対応	27
B5 弹道ミサイル発射に係る対応	28
B6 学校への犯罪予告・テロへの対応	29

C1 心のケアを必要とする短期不登校への対応について	30
----------------------------	----

事後の危機管理

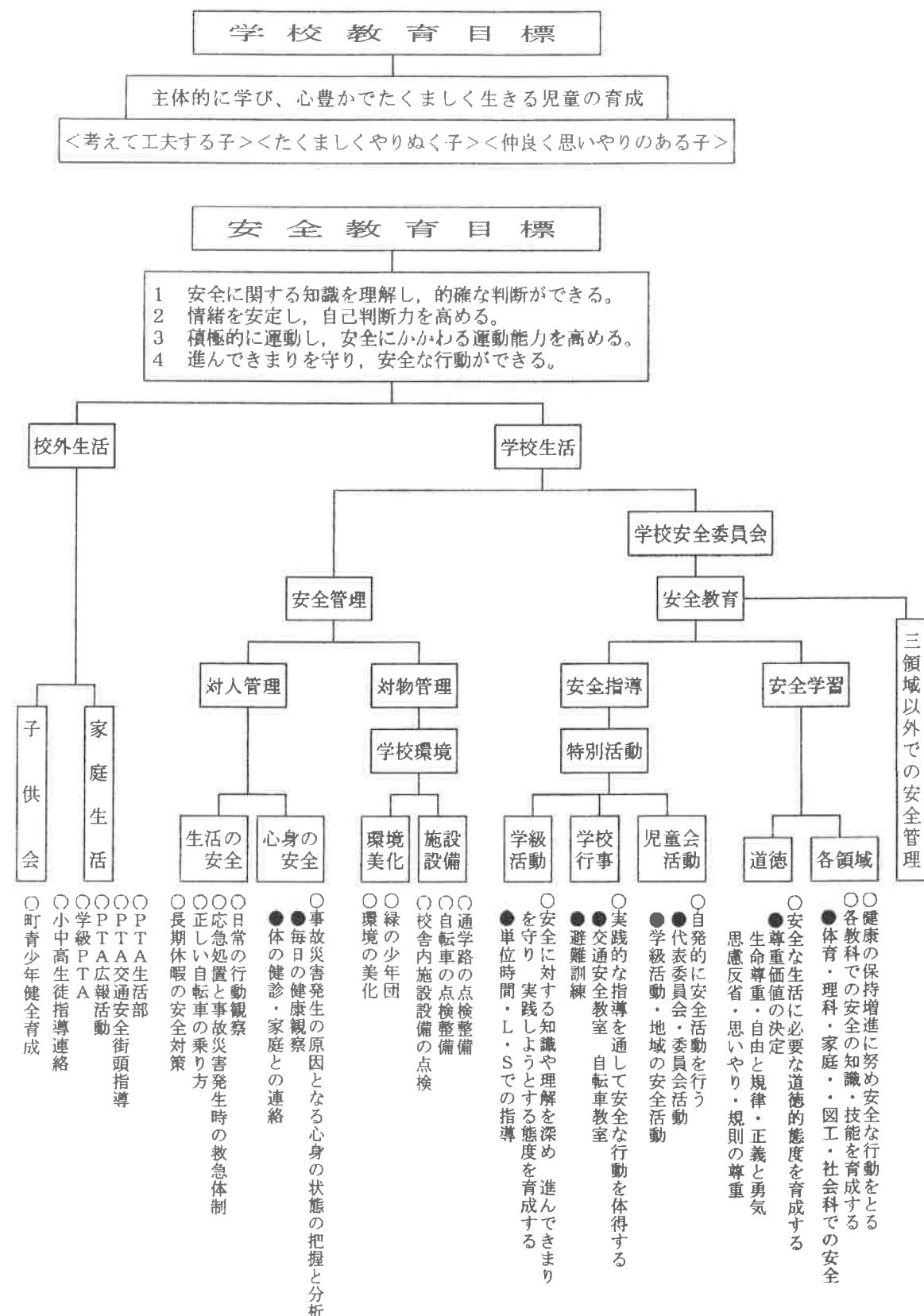
保護者への引き渡しの対応	31
--------------	----

参考

学校危機管理心得十箇条	32
子ども110番の家	33

体制の整備

学校安全全体構造



危機管理マニュアルの運用方法

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練などを実施することにより、本校のすべての教職員に対し、本マニュアルに定める事項を徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修	・本マニュアルに定める事項全般
職員会議等における周知	・その機会における注意点
訓練時における演習	・発生事例別の緊急対応手順 ・発災時の各教職員の役割

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故等の未然防止、発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 児童・保護者への周知

校長は、本校の児童・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
児童	・新学年開始時期の学級活動 ・各種防災訓練 ・防災教育の学習	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして児童が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時に児童が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・説明 ・PTA総会 ・学級PTA ・訓練時のメール	・本校で想定される事故・災害等 ・事故・災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ・事故・災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動 (引き渡し等)

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する学校評議員会や学校後援会等における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、危機管理マニュアルに大きな変更等が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

- ・各区長
- ・羽咋警察署
- ・河原駐在所
- ・宝達志水町消防署
- ・学校医
- ・学校歯科医
- ・学校薬剤師
- ・宝達志水町学校教育課

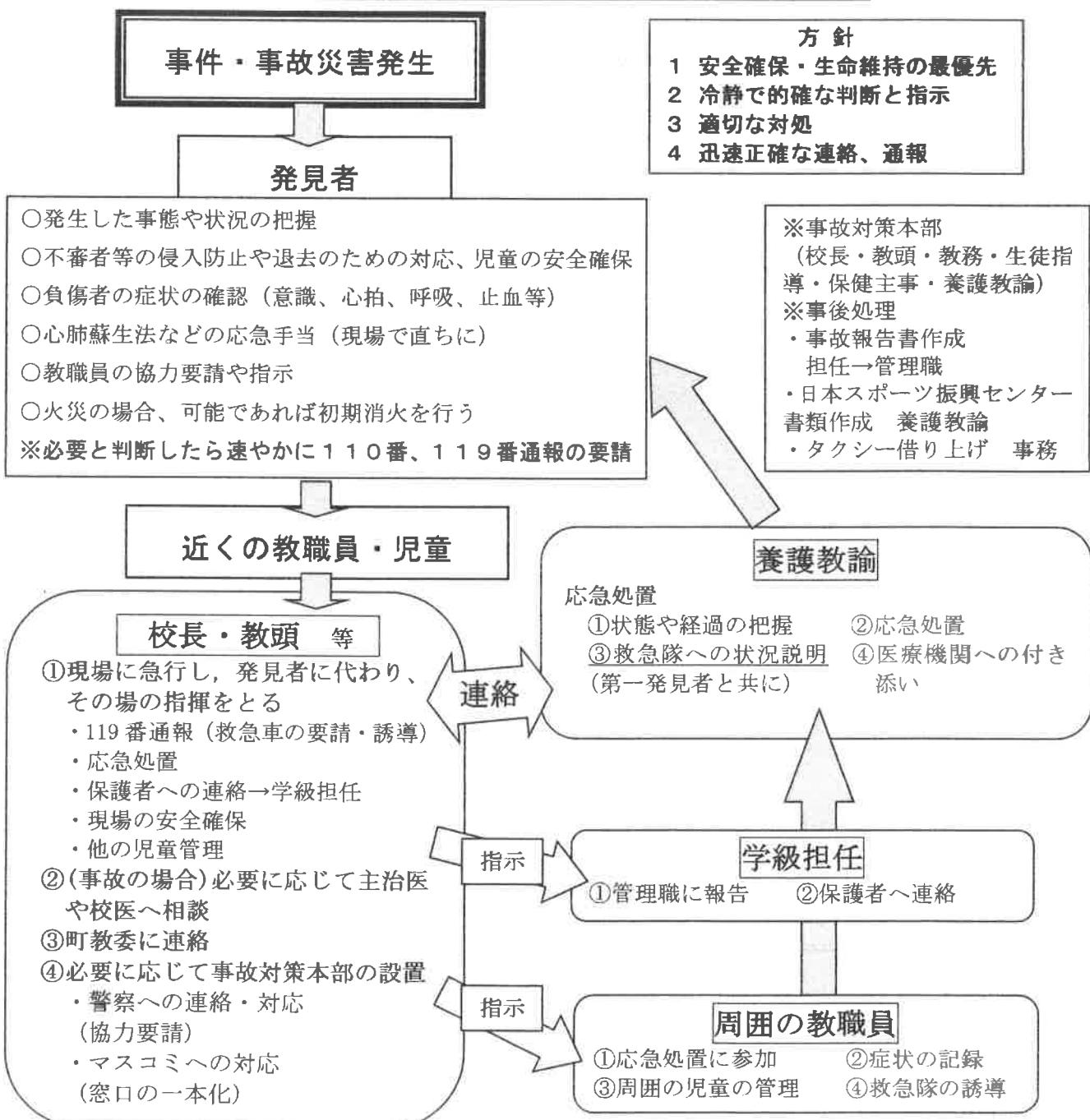
平常時の危機管理体制

校長は、学校における危機管理の最高責任者として、日常の安全管理・安全教育を推進するため、学校安全委員会（1ページ）を設置して危機管理体制を確立し、事故・災等の未然防止及び発生に備えた対策を取りまとめる。

教頭、学校安全担当教諭は、校内安全委員会において、校長の指示に基づき、事故・災害等の未然防止及び発生に備えた対策を推進する。教務主任、主事、養護教諭をはじめとする各教職員についても日常の安全管理・安全教育を担い、全員体制で日々の取組を推進していく。

上記に加え、管理職や学校安全担当者は、職員会議、校内研修会等の様々な機会をとらえて学校安全に関する話題を取りあげ、日頃から全教職員の危機管理意識の維持高揚を図るよう努める。

事件・事故発生時の緊急対応・連絡体制



救急車の呼び方

- ・ 119へダイヤル
- ・ 火事ですか？ 救急ですか？ 救急車をお願いします
- ・ 名称 宝達志水町立宝達小学校
- ・ 住所 宝達志水町字上田キ50
- ・ 電話 0767-28-2101
- ・ 事故の概要 いつ どこで だれが どうして 今の様子、症状
- ・ 救急車には1名同乗
- ・ 持ち物 保健調査票、携帯電話など

関係機関連絡先

- ・ 宝達志水町教育委員会（学校教育課）29-8300
- ・ 押水タクシー 28-3103

近隣の医療機関

- ・ 宝達志水病院 29-3121
- ・ 羽咋病院 22-1220

応急処置

一次救命処置

- ①意識の確認→応答なし→協力者求める(119番通報・AEDの依頼)
- ②呼吸を見る(心停止の判断)・・・胸部と腹部の動きの観察。普段どおりの呼吸がない場合は、心停止と判断
→・AED装着→心電図解析
 - ・胸骨圧迫30回・・・毎分100回のテンポで30回
 - ・成人→胸骨5cm押し下げる
 - ・幼児→片手又は両手で胸の厚さ約1/3程度押し下げる
- ③気道確保(頭部後屈あご先挙上法)
- ④人工呼吸2回・・・【胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返す】
→救急隊到着まで繰り返す

大出血 清潔なタオル、ガーゼ等で出血部位を圧迫止血

出血部位を高くする

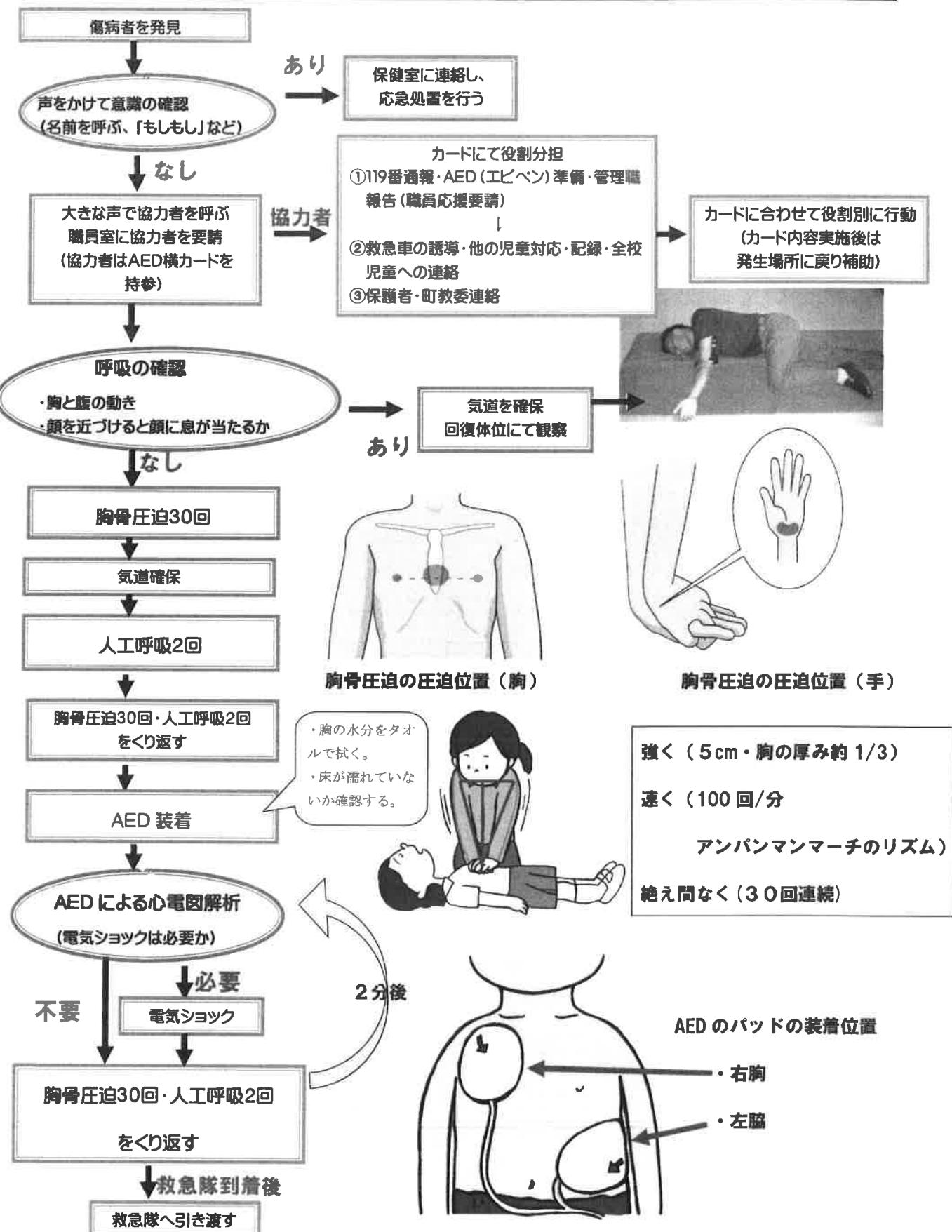
広範囲熱傷 ただちに水で冷やす。(衣服は無理に脱がさない)

ショック 毛布で保温する

歯牙破損 歯が抜けた時→牛乳か生理食塩水に入れて直ちに受診

牛乳、生食がない時は、ガーゼに歯を包んで本人の口の中に入れる

傷病者発生時対応マニュアル（一次救命処置）



◆ 保護者への緊急連絡・通信手段

保護者への緊急連絡は、以下の方法で行うこととする。なお、緊急時の連絡手段について、年度初めに保護者に伝達する。

【学校から家庭への緊急連絡】

- ① 一斉メール配信（マチコミメール）：入学時に保護者にマチコミメールに登録してもらう。登録が困難な家庭には電話にて連絡する。保護者からの返信の必要のない連絡事項を伝達する際に用いる。
- ② 本校ホームページ：個人情報に配慮した全校的な連絡事項を掲載する。

【家庭から学校への連絡（双方向の連絡）】

- ・電話・メール：入学時に保護者の緊急連絡先を把握する。

※災害による通信途絶・停電等により、上記の手段が使えない場合には、児童玄関前に貼り出し、学校からの連絡事項を伝達すること、安否確認や被害調査等は教職員による家庭訪問（避難所訪問）によって実施すること等について、あらかじめ保護者と認識の共有を図る。

◆ 教職員間の緊急連絡・通信手段

教職員の緊急連絡は、一斉メール配信を用いる。

◆ 関係機関の緊急連絡先一覧

事故・災害等発生時に連携する可能性のある関係機関の連絡先は以下のとおりである。校長は、毎年度初めに担当教職員に指示し、最新の連絡先となっているかどうか確認するものとする。

学校医及び近隣の医療機関

とどろき医院(中村利美) 22-7855

立浦歯科医院 28-5454 いけの整形外科 22-0254

田村眼科クリニック 22-0026 宝達志水病院 29-3121

岩脇耳鼻咽喉科医院 22-0131 羽咋病院 22-1220

* 「子ども110番の家」については、参考ページ（P. 33）を参照。

事前の危機管理

安全点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険箇所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。危険箇所の把握 危険箇所の把握は、以下の方法で実施する。安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経過観察の際に有効）。

日々の点検

- 施設管理の担当者は日常的に管理場所の点検を行う。

	点検場所	責任者	点検場所	責任者	点検場所	責任者		
1	1年教室	松本	16	給食室	杉本	31	教村園	中村
2	2・3年教室	徳山	17	保健室	杉本	32	体育小屋(運動場)	新瀬
3	多目的室	徳山	18	職員WC	越野	33	体育小屋(図工室)	新瀬
4	4年教室	池島	19	相談室・会議室	越野	34	一輪車小屋	新瀬
5	5年教室	新瀬	20	職員玄関	教頭	35	運動場	新瀬
6	6年教室	越後	21	購買室	真館	36	遊具	新瀬
7	児童会室	池島	22	職員室・印刷室	真館	37	プール	新瀬
8	ひだまり	土肥	23	校長室	真館	38	前庭・中庭	教頭
9	図工室・図工準備室	池島	24	放送室	教務	39	コミ小屋	越野
10	音楽室・音楽準備室	土肥	25	体育館・体育用具室	新瀬	40	自転車小屋	越野
11	家庭室・家庭準備室	萩	26	児童WC(上下)	杉本			
12	コンピュータ室	松本	27	児童玄関	教頭			
13	マルチホール	新瀬	28	北階段	新瀬			
14	理科室・理科準備室	中村	29	南階段	徳山			
15	図書室	松本	30	温室	越野			

月ごとの点検

- 毎月1回、グループで校内の安全点検をし、欠陥・不備を速やかに補修し、児童の安全を確保する。
- 3グループに分かれ、ローテーションをしていく。

①校内1階 ②校内2階 ③体育館・運動場・校舎外

A：松本,土肥 B：新瀬,池島,杉本
C：越後,真館

場所	月	4	5	6	7	9	10	11	12	1	2	3
A	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③
B	②	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	
C	③	①	②	③	①	②	③	①	②	③	①	

点検内容

普通教室及び廊下

- 1 床 框・ガラス
- 2 窓等
- 3 物置
- 4 教材・教具
- 5 電気・換気
- 6 教材・椅子、子供用椅子
- 7 調度機器
- 8 房間器具
- 9 開閉装置
- 10 その他

便所・化粧室

- 1 床（すべり等）や壁面
- 2 各部
- 3 便器や用具及び施錠
- 4 使用紙等の補給
- 5 汚物等の始末
- 6 排除用具等の整頓
- 7 手洗い場
- 8 その他

職員玄関・児童玄関

- 1 恵枠、ガラス、壁面
- 2 床（すべり等）
- 3 下駄箱の安定
- 4 足ふきマット
- 5 目ざらし
- 6 車（雨具）かけ
- 7 入口の戸
- 8 排除用具、ゴミ箱等の整頓
- 9 その他

体育館・用具室

- 1 恵枠、ガラス、壁面
- 2 床（すべり等）
- 3 防球ネット
- 4 バックボード、登り綱
- 5 移動跳棒、平均台
- 6 跳び箱、マット等
- 7 ボール等運動用具の整頓
- 8 電気設備
- 9 照度
- 10 入口の戸
- 11 その他

プール

- 1 恵枠、ガラス
- 2 周囲のフェンス
- 3 プールサイド
- 4 シャワーワー、腰洗い場、洗面場等
- 5 電気設備室、更衣室の施錠
- 6 その他

ゴミ小屋・一輪車小屋・自転車小屋

- 1 整理整頓
- 2 ゴミの分別状況
- 3 用具の破損
- 4 恵枠・ガラス、壁面
- 5 電気設備本体
- 6 その他

特別教室及び廊下

(家庭室、音楽室、理科室、コンピュータ室
給食室、談話室、湯沸室)
(普通教室の点検項目に加えて)

- 1 月物・ア・子等の保管
- 2 実験器具
- 3 施錠
- 4 窓戸の保護
- 5 食器、台元の管理
- 6 食器の洗浄
- 7 大気、みみや害虫の防除
- 8 床
- 9 フト
- 10 配膳室・販売品陳列
- 11 冷蔵庫
- 12 その他の

便所・手洗い室

- 1 床
- 2 框・ガラス
- 3 物置
- 4 てすり
- 5 電気設備
- 6 その他の

多目的ホール

- 1 恵枠、ガラス
- 2 機械器具の上ごれ、汚れ等
- 3 電気設備
- 4 運動用具等の整備、整頓
- 5 その他の

温室・体育小屋・飼育小屋

- 1 恵枠、ガラス
- 2 暖房設備
- 3 温度計(温室)
- 4 湿度計
- 5 網目
- 6 换気扇
- 7 照明器具
- 8 通風扇
- 9 植物の保管(飼育小屋)
- 10 植物等の整頓(飼育小屋)
- 11 入口戸
- 12 運動用具等の整頓
- 13 運動用具等の整頓
- 14 運動用具等の整頓
- 15 運動用具等の整頓
- 16 その他

運動場

- 1 くつき
- 2 ラック内外のライン
- 3 (危険物・わく)
- 4 沙漠
- 5 沙漠塔
- 6 国旗
- 7 山
- 8 等遊具の他

前庭・後庭

- 1 石碑・看板・木札等
- 2 危険物
- 3 木構造
- 4 傾斜
- 5 その他

学期ごとのPDCA

- ・事前の危機管理が機能的に行われているかをチェックし改善していく。

1 日常の安全確保

点検項目	○×	理由、改善計画等
職員の共通理解と校内体制		
(1) 児童の安全確保に関し、職員会議でとりあげるなどして教職員間で情報交換や共通理解を図っているか		
来訪者の確認		
(2) 学校への来訪者のための入り口や受付を用意し、外部からの人の出入りの確認を行っているか。		
不審者情報に係る関係機関等との連携		
(3) 学校周辺等における不審者情報について、次のような方法により把握できる体制をとっているか。		
①日頃から警察等の関係機関と連携して、情報を速やかに把握できる体制をとっている。 ②近接する学校との間で情報を提供し合う体制をとっている。		
始業前や放課後における安全確保の体制		
(4) 始業前や放課後における安全確保のための教職員の具体的な役割分担を定め、児童の状況を把握しているか。		
登下校時における安全確保の体制		
(5) 登校時において、児童の安全が確保されるよう、次のような措置を講じているか。		
①児童に対し定められた通学路を通って登下校するよう指導している。 ②通学路において人通りが少ないなど、児童が登下校の際により注意を払うべき箇所をあらかじめ把握し、注意喚起している。 ③登下校時等に万一の場合、交番や「子ども110番の家」等の児童が緊急避難できる場所を児童一人一人に周知している。		
安全に配慮した学校開放		
(6) 学校開放にあたって、次のような措置を講じ、安全への配慮を行っているか。		
①学校解放時における開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の進入防止のための方策を講じている。 ②学校開放時の安全確保について、保護者やPTA等による学校支援のボランティアの積極的な協力を得ている。		
学校施設面における安全確保		
(7) 学校施設の面で、次のような安全確保策を講じているか。		
①校門、囲障、外灯、校舎の窓・出入り口等の破損、鍵の状況の点検・補修を行っている。 ②自動警報装置、防犯監視システム等の作動状況の点検、警備会社等との連絡体制の確認を行っている。		

1 緊急時の安全確保

点検項目	○×	理由、改善計画等
不審者情報がある場合の連絡体制		
(1) 学校周辺等における不審者等の情報が入った場合に次のような措置をとる体制が整備されているか。		
①警察にパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図ること。		
②緊急時の児童の登下校の方法について、あらかじめ対応方針を定めていること。		
③登下校時や放課後等における児童の安全確保のため保護者他PTA等による学校支援のボランティアから巡回指導等の協力を得ること。		
不審者の立ち入りなど緊急時の体制		
(2) 学校内に不審者が立ち入っているなど緊急時に備え、次のような体制が整備されているか。		
①直ちに校長又は教頭に情報が伝達され、児童への注意喚起、避難誘導等、緊急に対応できる教職員の体制を整えている。		
②警察や教育委員会に対して、直ちに通報がなされる体制を整えている。		

避難訓練

- ・危機発生時の教職員の役割の確認を行うとともに児童が安全に避難できるよう実践的な態度や能力を養う。

避難訓練計画

日時	想定	行動	連携
6月	地震	安全行動 (しゃがむ・かくれる・じっとする)	宝達志水町 危機管理室
7月	不審者	いかのおすし (いかない・のらない・おおおごえをだす・すぐにげる・しらせる)	羽咋警察署
9月	地震	安全行動 (しゃがむ・かくれる・じっとする) 避難行動 (おさない・はしらない・しゃべらない)	宝達志水町 消防署
11月	原子力	安全行動 (屋内退避・窓カーテンを閉める・肌を出さない)	宝達志水町 危機管理室
3学期	火災	避難行動 (おさない・はしらない・しゃべらない)	宝達志水町 消防署

教職員研修

- ・教職員の安全に関する意識や対応能力、安全教育に関する指導力を高める。

職員研修計画

日時	想定	内容	連携
6月	心肺停止（水泳時） 食物アレルギー	・溺水時の救助訓練→次ページ参照 ・AED を用いた心肺蘇生法の訓練 ・食物アレルギー対応（エピペン講習）	宝達志水 町消防署
毎月	危険予測	安全点検時、危険箇所の抽出、環境の整備・改善の検討	

安全教育

- ・教育活動全体を通して児童自身が危険を予測し、自ら回避することができるようとする。
- ・特に、上記の避難訓練の事前事後は、どんな危険が潜んでいるか、その危険がどんな事故を招くのか、どのように回避するか自分で考えさせるようにする。

水泳事故防止（溺水）→救助者自身が生命を失うことはあってはならない。水の事故では一刻も早く救急処置を行う必要がある。

(3) 水中からプールサイドへ引き上げる方法

溺水者を確保し、速やかにプールサイドへ移動させる。自力でプールサイドへ上がれないときは、以下の手順を参考にする。

【救助者が一人の場合】

ア、サポートポジション（図-23）の状態で、救助者の片方の手で溺水者の両手首を確保し、水中に沈めないようにしながら、救助者はプールサイドへ上がる。



図-23

溺者の手首を握り、勢いよく引き上げ、プールサイドへ腰かけてから寝かせるようにする。（図-24）

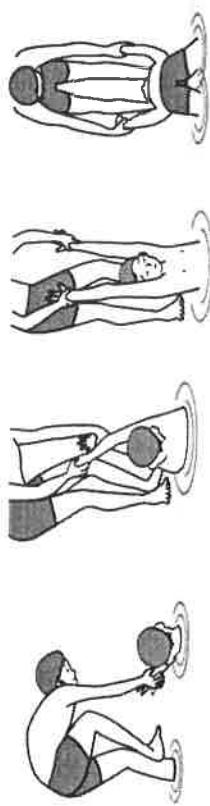


図-24

イ、溺水者を仰向けに抱きかかえ、そのままプールサイドに引き上げる。（図-25）

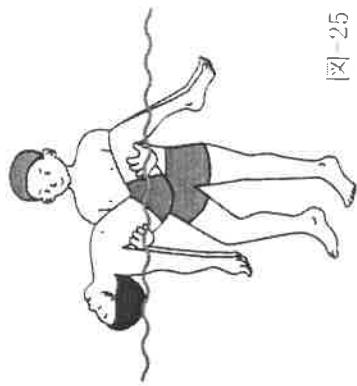


図-25

- ・児童がおぼれた場合は、溺水者をプールサイドに引き上げると同時に、職員室に119番通報・応援要請・AEDを依頼する。職員室にいる職員は携帯電話で119番通報を行い、現場に向かう（救急隊が病状に合わせて対応の仕方を指導してくれるため携帯電話の方が使いやすい）。
- ・プール指導者は水泳指導時に拡声器を持参する。
- ・意識がある場合は、回復体位（気温に応じて保温）。意識がない場合は、胸骨圧迫を救急車が来るまで、絶え間なく行う。水を無理に吐き出させなくてよい。
- ・傷病者は基本的には動かさない。周囲を動かす。
- ・雷注意報が発表されている場合は、天候の急変に注意する。雷の音が遠くに聞こえたらプールから上がり、中止する。または、無理に入らない。

個別の危機管理 事故発生時の対応

A 0 登下校中の交通事故発生時の対応について

交通事故発生の第一報

電話などの聴き取り

- 連絡者に右記の事項を聴き取る。
- 聴き取り内容は、復唱しながら、メモを取る。

- 聴き取り項目
- 児童本人及び相手方の被害（ケガ等）の程度
 - 事故の発生場所、発生時刻
 - 事故の状況
 - 加害事故、被害事故の別
 - 救急車の手配状況、搬送先
 - 110番通報の有無

校長（不在の場合は代行者）へ報告

手分けして以下の対応を指示

児童保護者に第一報 (教頭)

救急（119番）通報

警察（110番）通報

町教育委員会に第一報

現場急行（学級担任・養護教諭）*必ず複数で対応

救急手配・搬送未了

救急搬送済み

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">事故現場へ急行
(救急セット、連絡用携帯電話を携行)負傷者等の応急手当現場周辺にいる他児童への対応
(安全確保、当面の行動指示等)警察への対応
(可能な範囲で警察署からの情報収集)(必要に応じ) 救急車同乗学校への状況報告 | <ul style="list-style-type: none">搬送先へ急行
(連絡用携帯電話を携行)負傷者等の容態把握警察への対応
(可能な範囲で警察署からの情報収集)学校への状況報告 |
|--|--|

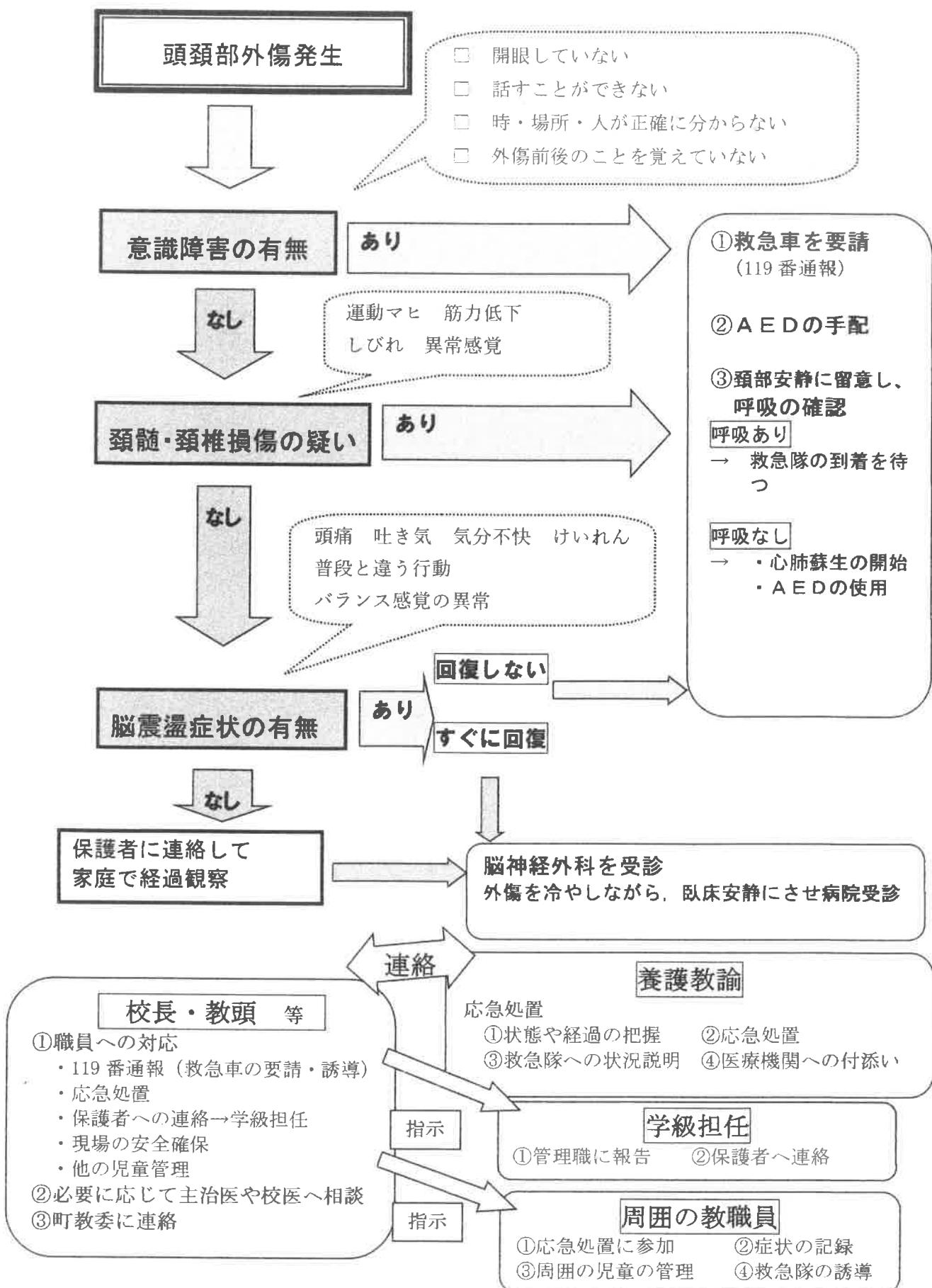
現場からの情報をもとに、以後の対応を判断



事後対応

- 児童への説明（状況に応じ集団下校等）
- 保護者、報道機関対応（必要に応じて）
- 心のケア

A1 頭頸部外傷の対応について



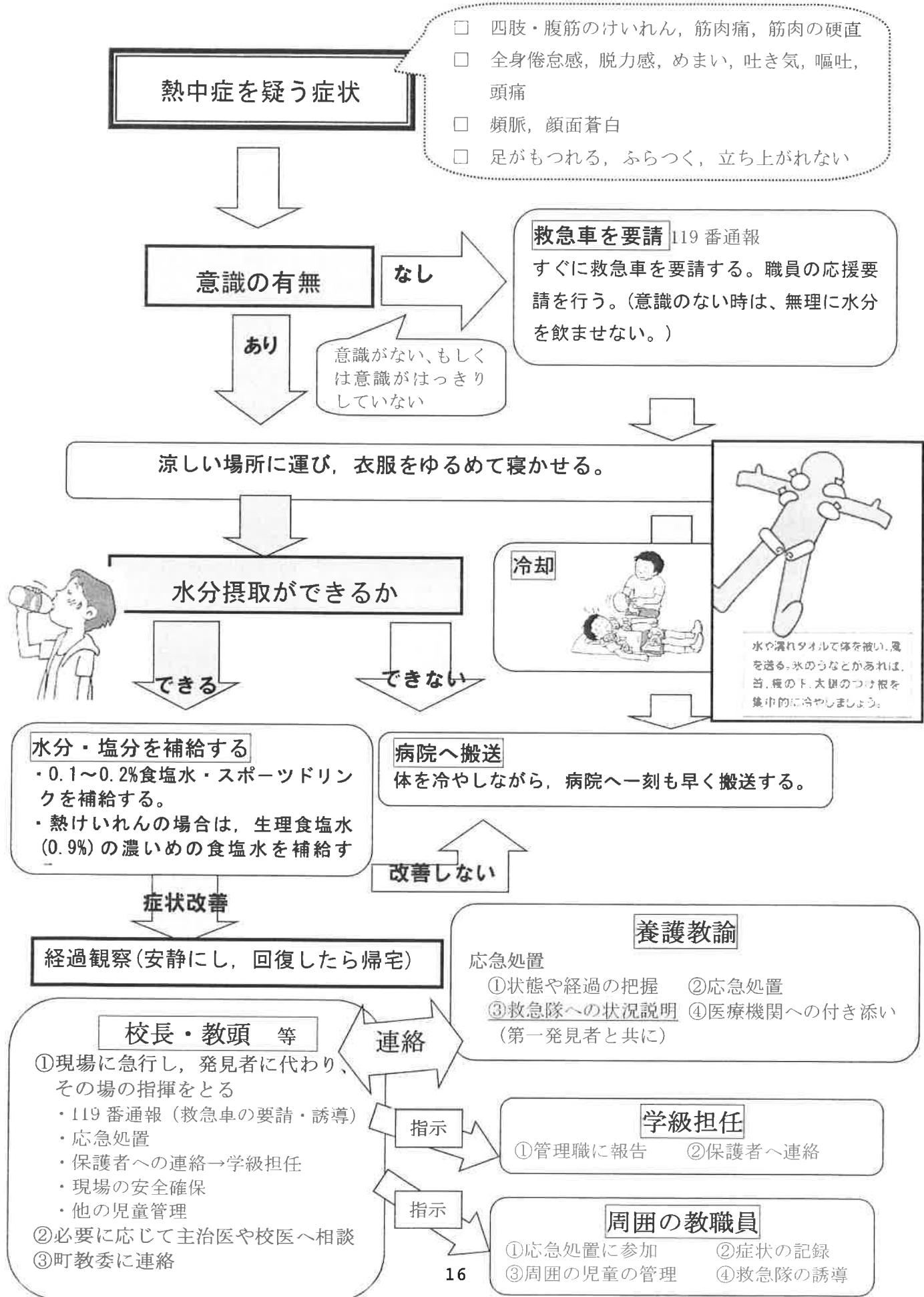
頭頸部外傷の予防のために

- ・発達段階や技量に応じた活動計画を立て、無理な練習をさせず、適切な指導を行う。
- ・けがの発生やヒヤリハットする事案が起きた場合は、全職員で共通理解を図り、活動計画を見直すなど、すぐに改善する。
- ・施設設備の不備等がないように日常点検や月1回の安全点検を実施する。

事故発生後の対応について

- ①決してすぐには立たせずに、意識障害の有無等をチェックする。
 - ・意識障害が継続する場合は、直ちに救急車を要請する。
 - ・脳振盪の一項目である意識消失（気を失う）から回復した場合も、速やかに受診し医師の指示を仰ぐ。頭部打撲の場合、その後、6時間くらいは急変の可能性があるため、帰宅後の家庭での観察が必要であるため、この旨を保護者に伝える。
- ②頸髄・頸椎の損傷が疑われる場合は、平らな床に速やかに寝かせた後、意識の状態、運動能力（まひ、筋力低下）、感覚異常（しびれ、異常感覚）、呼吸の状態の4つを確認し、動かさないで速やかに救急車を要請する。動かすことによって重症にしてしまう危険性があるためできるだけ救急隊に搬送を依頼する。

A 2 热中症発生時の対応



熱中症予防のための対応(管理・指導)

熱中症になる初期症状

- ・顔が赤い
- ・ひどく汗をかいている

深部体温がかなり上昇しているサイン→休憩を取る。

低学年はうまく体調を伝えられないためサインを見逃さない

1 安全管理

(1) 体調の確認

- ・学校は、定期健康診断結果を正確に把握するとともに、保護者や児童からの健康相談などにより児童の身体の状況や健康状態・既往症等の把握をする。
- ・体育科・保健体育科の授業を行う前や練習後に、**教職員による健康観察を徹底**することはもとより、**児童自らの体調の管理**を確実に実施させる。また、全体への注意を喚起するとともに、個々の状況を確実に把握し、無理をさせず、**児童による自己管理を心掛けさせる指導**を行う。

(2) 児童生徒自身の管理

基本的に児童生徒が自らの体調を考え、無理をせずに実施していくよう指導する。さらに、長時間集中して活動していると判断能力が低下してくるため、周囲の児童生徒がともに状況を判断して相互管理することができるよう指導する。

(3) 気象状況の確認・把握 → 热中症計で測定する。

気象庁では熱中症の対策として「高温注意情報」、「高温に関する気象情報」等の情報を発表している。当日の活動にWBGTによる環境条件の把握だけでなくこれらの気象情報に注意する。また、熱中症の多発する夏季だけでなく5~6月でも熱中症が発生することがあり、特に前日と比較して気温が大幅に上昇したり湿度が高くなったりしているときは熱中症の危険性が高くなるので、そのような気象状況の時には十分な配慮を行う。

2 安全教育

体育科・保健体育科の授業等における安全学習や安全指導を通して、児童の危険予測能力及び危険回避能力を育成する。

熱中症予防の原則

1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと。

暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にするようにし、休憩を頻繁に入れ、こまめに水分を補給する。汗には塩分も含まれているので水分補給は0.1~0.2%程度の食塩水がよい。激しい運動では休憩は15~30分ごとに1回以上とる。

2 暑さに徐々に慣らしていくこと

熱中症は梅雨明け直後など急に暑くなった時に多く発生する傾向がある。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生しやすい。これは体が暑さに慣れていないためで、急に暑くなった時は運動を軽くして、1週間程度で徐々に慣らしていく。

3 個人の条件を考慮すること

肥満傾向の者、体力の低い者、暑さに慣れていない者は運動を軽減する。特に肥満傾向の者は熱中症になりやすいので、トレーニングの軽減、水分補給、休憩など十分な予防措置をとる。また、下痢、発熱、疲労など体調の悪い者は暑い中で無理に運動をしない。

4 服装に気をつけること

服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材にする。直射日光は帽子で防ぐようにする。

熱中症対策のポイント ～「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」より～

石川県教育委員会保健体育課

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」をもとに、熱中症対策について以下の点について留意すること。

1 热中症の予防措置

熱中症の予防は、暑さ指数（W B G T）を基準とする対策・体制を事前に整えることが基本である。

□ポイント

- 教職員への啓発
- 児童生徒等への指導
- 各校の実情に応じた対策
- 体調不良を受け入れる文化の醸成
- 情報収集と共有
- 暑さ指数（W B G T）を基準とした運動・行動の指針を設定

※暑さ指数（W B G T）計については、令和3年2月8日付け教保第1316号「保健室の備品等について」（通知）において、保健室に備えるべき備品とされている。

- 暑さ指数の把握と共有
- 日々の熱中症対策のための体制整備
- 保護者への情報提供
- 熱中症警戒アラートの活用とアラート発表時の対応
- 「新しい生活様式」における熱中症対策

2 热中症発生時の対応

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず確認し、熱中症の兆候となる症状が現れた場合に迅速・的確な対応を取らなければならぬ。

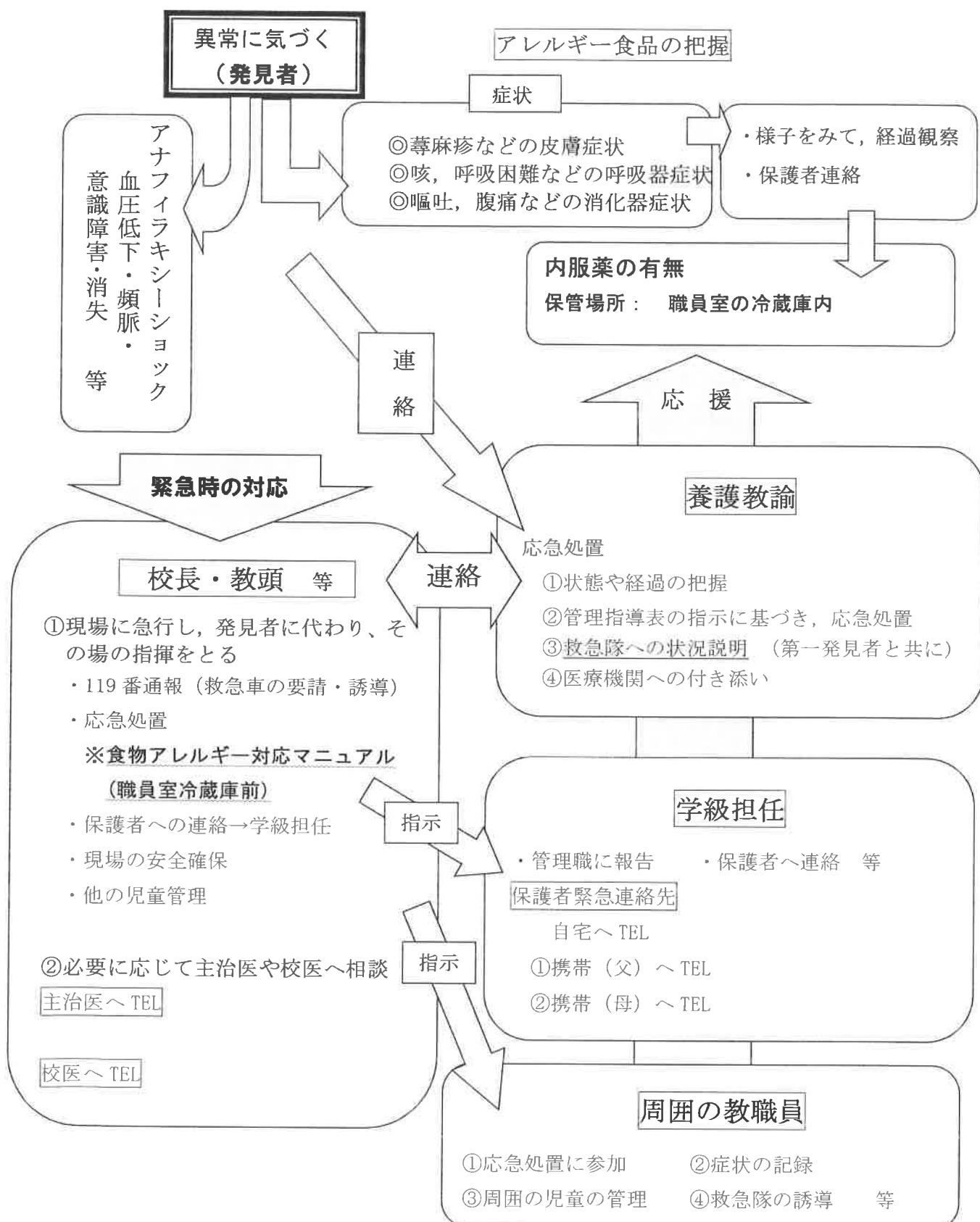
□学校の体制の確立

- 緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、学校体制を確立する。
 - ①熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員で理解しておくとともに、職員室、保健室および事務室等の見やすい場所に掲示する。
 - ②緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）、および関係諸機関等の所在地、電話番号などを掲示する。
 - ③救命処置（心肺蘇生とA E Dの使用）や応急手当等に関する講習を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
 - ④救急搬送の必要な傷病者が出了した場合に備え、消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

□熱中症の応急処置フロー

- 救急処置などの対応手順についてわかりやすくまとめたフロー形式で整理しておく。
 - ア) 判断・処置の手順、判断基準
 - イ) 応急処置に必要な物品の種類、保管場所
 - ウ) 複数での対応を想定した役割分担
 - エ) 対応上の留意点

A 3 食物アレルギー発生時の対応



食物アレルギー緊急時対応マニュアル

アレルギー症状への対応の手順



- ① 子供から目を離さない、ひとりにしない
② 助けを呼び、人を集め
③ エピペン®と内服薬を持ってくるよう指示する

A 施設内での役割分担

アレルギー症状	
全身の症状	呼吸器の症状
・意識がない ・意識もうろう ・ぐったり ・尿や便を漏らす ・脈が触れにくい ・唇や爪が青白い	・声がかずれる ・犬が吠えるような咳 ・のどや胸が締め付けられる ・咳 ・息がしにくい ・ゼーザー、ヒューヒュー
消化器の症状	皮膚の症状
・腹痛 ・吐き気・おう吐 ・下痢	・かゆみ ・じんま疹 ・赤くなる
顔面・目・口・鼻の症状	
・顔面の腫れ ・目のかゆみや充血、まぶたの腫れ ・くしゃみ、鼻水、鼻づまり ・口の中の違和感、唇の腫れ	

緊急性が高いアレルギー症状はあるか?

5分以内に判断する

B 緊急性の判断と対応 B-1 参照

ない

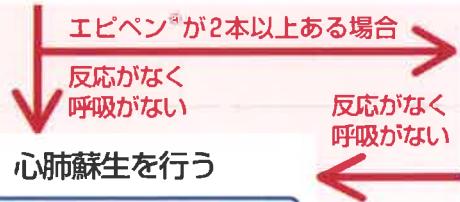
ある

B 緊急性の判断と対応 B-2 参照

- ① ただちにエピペン®を使用する
② 救急車を要請する(119番通報)
③ その場で安静にする
④ その場で救急隊を待つ
⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

C エピペン®の使い方

D 救急要請のポイント



E 心肺蘇生とAEDの手順

エピペン®を使用し10～
15分後に症状の改善が
見られない場合、次のエピ
ペン®を使用する

C エピペン®の使い方

内服薬を飲ませる

保健室または、安静に
できる場所へ移動する

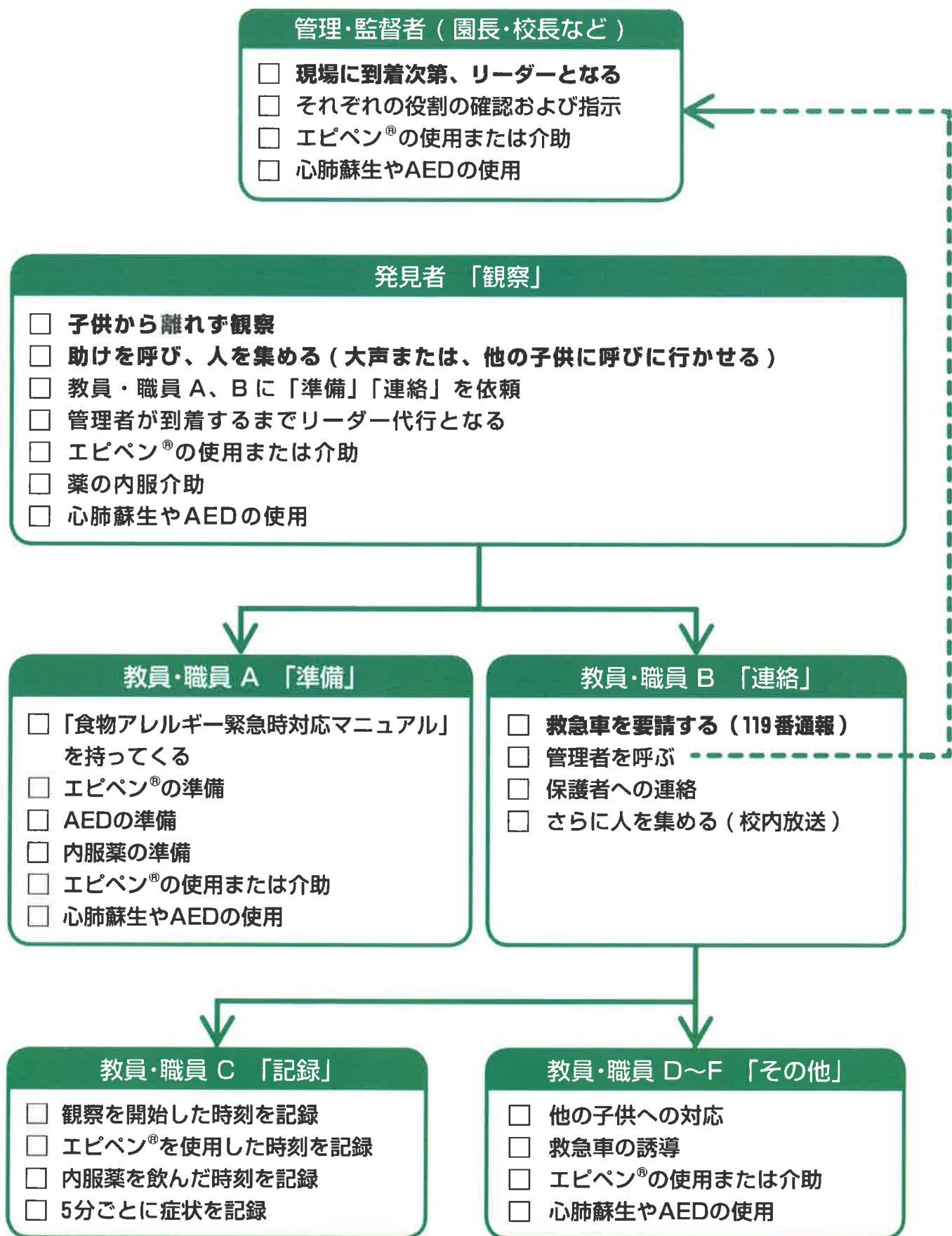
5分ごとに症状を観察し
症状チェックシートに従い
判断し、対応する
緊急性の高いアレルギー症
状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

A

施設内での役割分担

◆各々の役割分担を確認し事前にシミュレーションを行う



B

緊急性の判断と対応

- ◆アレルギー症状があったら5分以内に判断する！
- ◆迷ったらエピペン[®]を打つ！ ただちに119番通報をする！

B-1 緊急性が高いアレルギー症状

【全身の症状】

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくくまたは不規則
- 唇や爪が青白い

【呼吸器の症状】

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸
(ぜん息発作と区別できない場合を含む)

【消化器の症状】

- 持続する強い（がまんできない）お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

1つでもあてはまる場合

ない場合

B-2 緊急性が高いアレルギー症状への対応

- ① ただちにエピペン[®]を使用する！



- ② 救急車を要請する(119番通報)



- ③ その場で安静にする(下記の体位を参照)
立たせたり、歩かせたりしない！

- ④ その場で救急隊を待つ

- ⑤ 可能なら内服薬を飲ませる

- ◆ エピペン[®]を使用し10~15分後に症状の改善が見られない場合は、次のエピペン[®]を使用する(2本以上ある場合)
- ◆ 反応がなく、呼吸がなければ心肺蘇生を行う → E 心肺蘇生とAEDの手順

内服薬を飲ませる

保健室または、安静にできる場所へ移動する

5分ごとに症状を観察し症状チェックシートに従い判断し、対応する緊急性の高いアレルギー症状の出現には特に注意する

F 症状チェックシート

安静を保つ体位

ぐったり、意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性があるため仰向けで足を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防ぐため、体と顔を横に向ける

呼吸が苦しく仰向けになれない場合



呼吸を楽にするため、上半身を起こし後ろに寄りかかる

C

エピペン®の使い方

◆それぞれの動作を声に出し、確認しながら行う

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを開け
エピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカバーを
下に向け、利き手で持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップを外す

④ 太ももに注射する



太ももの外側に、エピペン®の先端
(オレンジ色の部分)を軽くあて、
“カチッ”と音がするまで強く押し
あてそのまま5つ数える

注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま5つ数える！

⑤ 確認する



使用前 使用後

エピペン®を太ももから離しオレ
ンジ色のニードルカバーが伸び
ているか確認する

伸びていない場合は「④に戻る」

⑥ マッサージする



打った部位を10秒間、
マッサージする

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を
しっかり抑え、動かないように固定する

注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももの付け根と膝の中央部で、かつ
真ん中（Ⓐ）よりやや外側に注射する

仰向けの場合

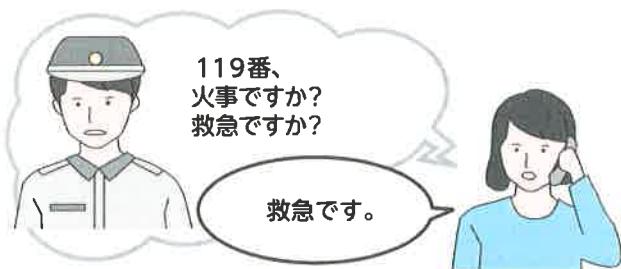


座位の場合

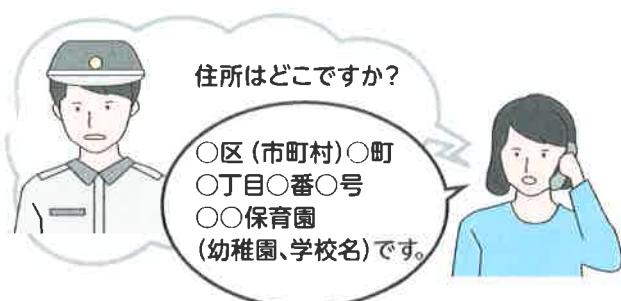


D 救急要請（119番通報）のポイント

◆あわてず、ゆっくり、正確に情報を伝える

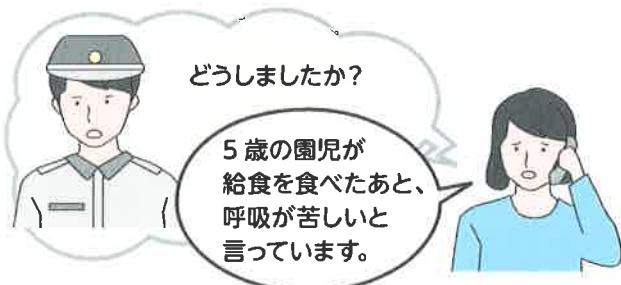


①救急であることを伝える



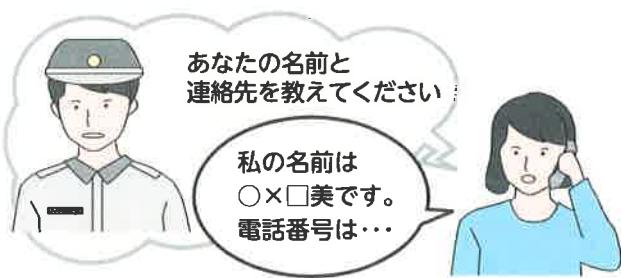
②救急車に来てほしい住所を伝える

住所、施設名をあらかじめ記載しておく



③「いつ、だれが、どうして、現在どのよう
な状態なのか」をわかる範囲で伝える

エピペン®の処方やエピペン®の使用の
有無を伝える



④通報している人の氏名と連絡先を伝える

119番通報後も連絡可能な電話番号を伝える

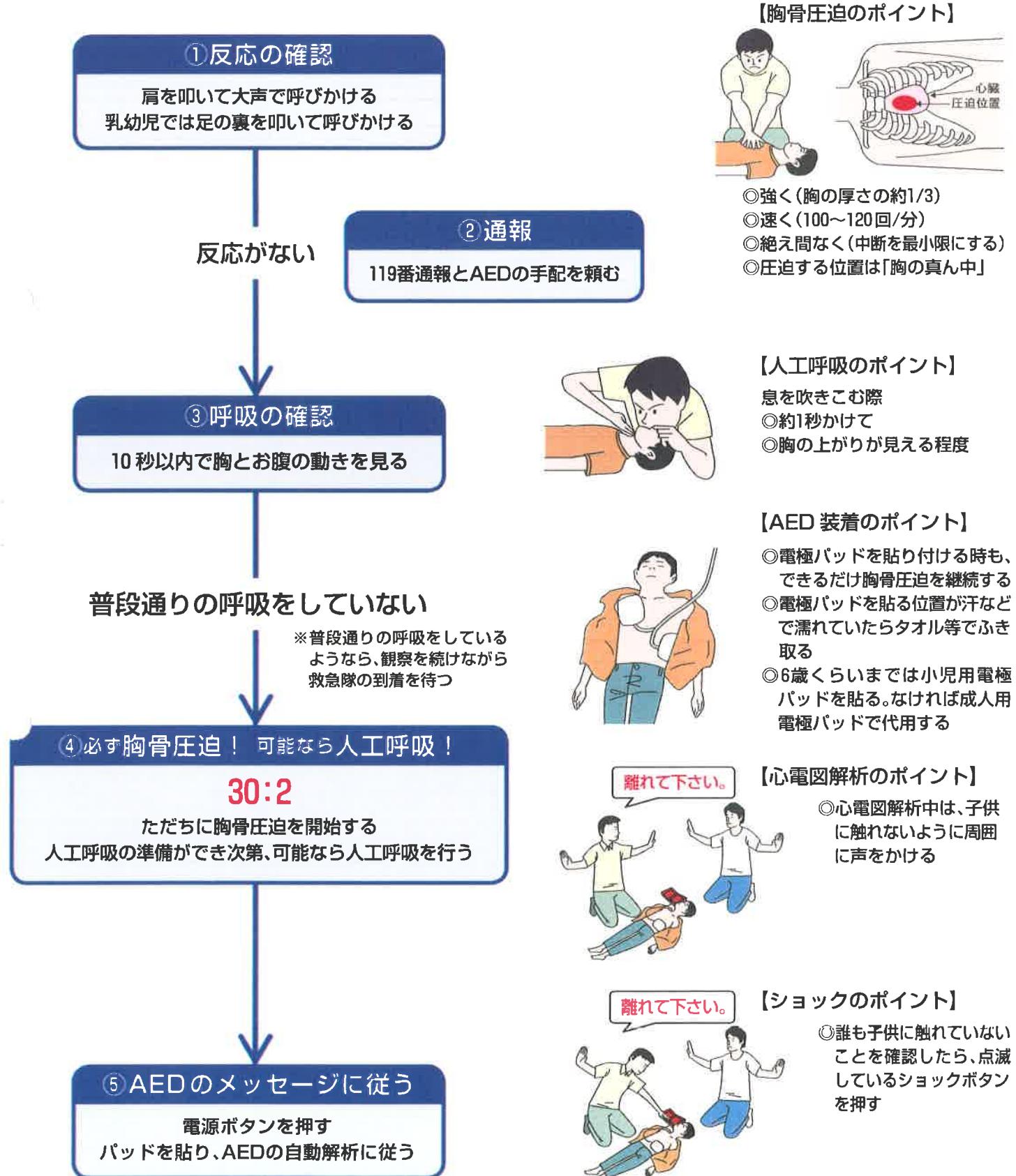
※向かっている救急隊から、その後の状態確認等のため電話がかかってくることがある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・その際、救急隊が到着するまでの応急手当の方法などを必要に応じて聞く

E

心肺蘇生とAEDの手順

- ◆強く、速く、絶え間ない胸骨圧迫を！
- ◆救急隊に引き継ぐまで、または子供に普段通りの呼吸や目的のある仕草が認められるまで心肺蘇生を続ける



F

症状チェックシート

- ◆ 症状は急激に変化することがあるため、5分ごとに、注意深く症状を観察する
- ◆ の症状が1つでもあてはまる場合、エピペン[®]を使用する
(内服薬を飲んだ後にエピペン[®]を使用しても問題ない)

観察を開始した時刻(時 分) 内服した時刻(時 分) エピペン[®]を使用した時刻(時 分)

全身の症状

- ぐったり
- 意識もうろう
- 尿や便を漏らす
- 脈が触れにくいため不規則
- 唇や爪が青白い

呼吸器の症状

- のどや胸が締め付けられる
- 声がかすれる
- 犬が吠えるような咳
- 息がしにくい
- 持続する強い咳き込み
- ゼーゼーする呼吸

数回の軽い咳

消化器の症状

- 持続する強い(がまんできない)お腹の痛み
- 繰り返し吐き続ける

- 中等度のお腹の痛み
- 1~2回のおう吐
- 1~2回の下痢

- 軽いお腹の痛み(がまんできる)
- 吐き気

目・口・鼻・顔面の症状

上記の症状が

1つでもあてはまる場合

- 顔全体の腫れ
- まぶたの腫れ

- 目のかゆみ、充血
- 口の中の違和感、唇の腫れ
- くしゃみ、鼻水、鼻づまり

皮膚の症状

- 強いかゆみ
- 全身に広がるじんま疹
- 全身が真っ赤

- 軽度のかゆみ
- 数個のじんま疹
- 部分的な赤み

1つでもあてはまる場合

1つでもあてはまる場合

- ①ただちにエピペン[®]を使用する
- ②救急車を要請する(119番通報)
- ③その場で安静を保つ
(立たせたり、歩かせたりしない)
- ④その場で救急隊を待つ
- ⑤可能なら内服薬を飲ませる

B 緊急性の判断と対応 B-2参照

ただちに救急車で
医療機関へ搬送

- ①内服薬を飲ませ、エピペン[®]を準備する
- ②速やかに医療機関を受診する
(救急車の要請も考慮)
- ③医療機関に到着するまで、
5分ごとに症状の変化を観察し、の症状が1つでも
あてはまる場合、エピペン[®]を使用する

速やかに
医療機関を受診

- ①内服薬を飲ませる
- ②少なくとも1時間は5分ごとに
症状の変化を観察し、症状
の改善がみられない場合は医
療機関を受診する

安静にし、
注意深く経過観察

食物アレルギー緊急対応経過記録表

記載者名()

1	ふりがな 児童生徒氏名			性別	学年・組
				男・女	年　　組
2	発生日時	平成 年 月 日 時 分	発生場所		
3	食べたもの (皮膚につく、歯に入る等も含む)			■	
4	日常の対応 △該当した項目の□にレをつける	□特になし □レベル3(除去食)	□レベル1(詳細な文献立表) □レベル4(代替食)	□レベル2(弁当)	
	時 分	処置	□口の中のものを取り除く □その場で安静にさせる	□うがいをする □保健室に引率する	□手を洗う □保健室に搬送する
	時 分		□薬()	□)を内服・吸入・貼付	
5	時 分	薬の使用	□薬()	□)を内服・吸入・貼付	
	時 分		□エピペン [®] なし □エピペン [®] 注射を実施	□エピペン [®] 使用に備え取り出した □エピペン [®] 注射した人 □本人 □本人以外(氏名)	□本人に持たせた)
	時 分	心肺蘇生	□心肺蘇生を開始		
	時 分	AED装着	□AEDを装着		
6	時 分	保護者へ連絡	内容()		
7	時 分	主治医へ連絡	内容()		
8	時 分	救急車要請	時 分	救急車到着	
9	時 分	救急車発車	搬送先医療機関		

確認された症状 該当症状に、出現○・消失×をつける

時間	太字は重症(緊急性が高い)を示す。一つでもあてはまればただちにエピペン [®] を使用する(迷ったらエピペン [®] を打つ) その場で安静 反応がなく呼吸がなければ心肺蘇生!					その他特記事項
	皮膚の症状	目口鼻顎面症状	消化器症状	呼吸器症状	全身状態	
時 分	-じんましん (数個、全身) -発赤 (一部、全身) -かゆみ (軽い、強い)	-目(かゆみ・充血) -まぶたの腫れ -口腔内違和感 -唇の腫れ -くしゃみ、鼻水、鼻づまり -のどのかゆみ	-腹痛(軽度、 <u>激しい</u>) -吐き気 -嘔吐(1~2回、頻回) -下痢(1~2回、頻回)	-咳(軽い、頻回) -のどや胸のしめつけ -声がかれる -息が苦しい -犬が吠えるような咳 -ゼーゼーする呼吸	-やや元気がない -ぐったり -意識もうろう -尿や便を漏らす -脈が触れにくい -唇や爪が青白い	
時 分	-じんましん (数個、全身) -発赤 (一部、全身) -かゆみ (軽い、強い)	-目(かゆみ・充血) -まぶたの腫れ -口腔内違和感 -唇の腫れ -くしゃみ、鼻水、鼻づまり -のどのかゆみ	-腹痛(軽度、 <u>激しい</u>) -吐き気 -嘔吐(1~2回、頻回) -下痢(1~2回、頻回)	-咳(軽い、頻回) -のどや胸のしめつけ -声がかれる -息が苦しい -犬が吠えるような咳 -ゼーゼーする呼吸	-やや元気がない -ぐったり -意識もうろう -尿や便を漏らす -脈が触れにくい -唇や爪が青白い	
10 時 分	-じんましん (数個、全身) -発赤 (一部、全身) -かゆみ (軽い、強い)	-目(かゆみ・充血) -まぶたの腫れ -口腔内違和感 -唇の腫れ -くしゃみ、鼻水、鼻づまり -のどのかゆみ	-腹痛(軽度、 <u>激しい</u>) -吐き気 -嘔吐(1~2回、頻回) -下痢(1~2回、頻回)	-咳(軽い、頻回) -のどや胸のしめつけ -声がかれる -息が苦しい -犬が吠えるような咳 -ゼーゼーする呼吸	-やや元気がない -ぐったり -意識もうろう -尿や便を漏らす -脈が触れにくい -唇や爪が青白い	
時 分	-じんましん (数個、全身) -発赤 (一部、全身) -かゆみ (軽い、強い)	-目(かゆみ・充血) -まぶたの腫れ -口腔内違和感 -唇の腫れ -くしゃみ、鼻水、鼻づまり -のどのかゆみ	-腹痛(軽度、 <u>激しい</u>) -吐き気 -嘔吐(1~2回、頻回) -下痢(1~2回、頻回)	-咳(軽い、頻回) -のどや胸のしめつけ -声がかれる -息が苦しい -犬が吠えるような咳 -ゼーゼーする呼吸	-やや元気がない -ぐったり -意識もうろう -尿や便を漏らす -脈が触れにくい -唇や爪が青白い	
時 分	-じんましん (数個、全身) -発赤 (一部、全身) -かゆみ (軽い、強い)	-目(かゆみ・充血) -まぶたの腫れ -口腔内違和感 -唇の腫れ -くしゃみ、鼻水、鼻づまり -のどのかゆみ	-腹痛(軽度、 <u>激しい</u>) -吐き気 -嘔吐(1~2回、頻回) -下痢(1~2回、頻回)	-咳(軽い、頻回) -のどや胸のしめつけ -声がかれる -息が苦しい -犬が吠えるような咳 -ゼーゼーする呼吸	-やや元気がない -ぐったり -意識もうろう -尿や便を漏らす -脈が触れにくい -唇や爪が青白い	
時 分						
時 分						

1 アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

● 食物アレルギー対応委員会の設置

学校給食における食物アレルギー対応の基本的な方針を決定し、事案発生時に備えた役割分担を確認（観察、準備、連絡、記録、管理 等）する。

● 「ガイドライン」・「学校生活管理指導表」の活用

各疾患の特徴を理解し児童生徒等の状態を把握するために、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」に基づいて「学校生活管理指導表」を活用する。

日頃から配慮や管理が必要な児童生徒等を把握し、対象となる児童生徒等の保護者から医師の診断に基づく学校生活管理指導表の提出を求める（原則、毎年1月頃）。また、それに基づき、個別の対応方針を教職員全員で情報共有する。

2 日常の取組と事故予防

● 学校生活管理指導表を踏まえた日常の取組

給食や食物・食材を扱う授業・活動、運動、宿泊を伴う校外活動など、学校生活管理指導表における「学校生活上の留意点」に基づいて対応する。

● 献立の作成と検討

安全性を最優先とし、原因物質の完全除去対応（提供するかしないか）を原則とし検討する。

● 給食時間における配慮（教室での対応）

日々の給食の受け取り、内容確認、配膳、おかわり等のルールを保護者と本人と話し合った上で決定する。相互に連携し、組織的に対応していく。

＜学校生活管理指導表＞

学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）

学校生活上の留意点

3 緊急時の対応への備え

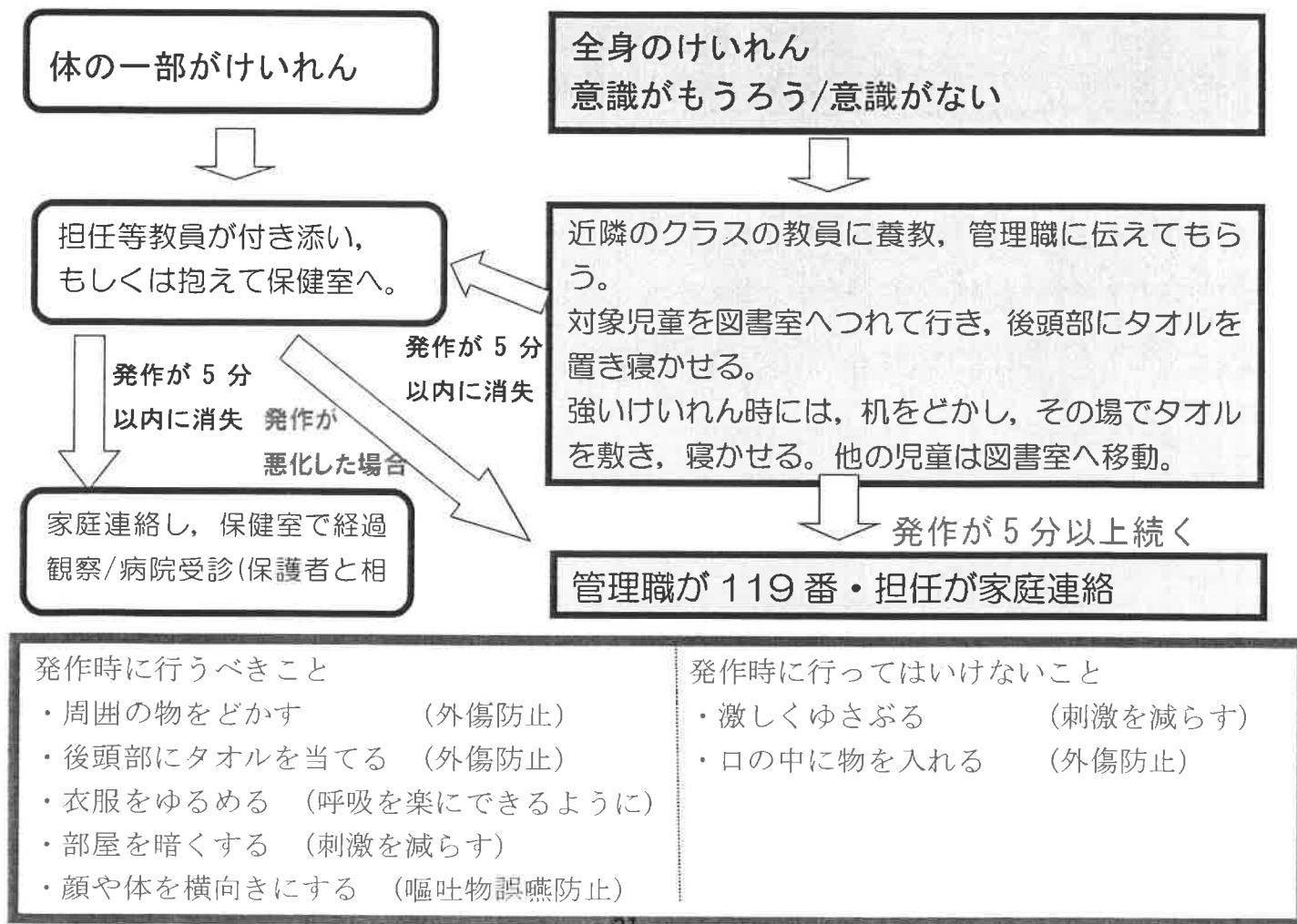
いざというとき、誰が発見者になった場合でも適切な対応がとれるようにするために、エピペン®の使い方など、日頃から実践的な研修や訓練を実施し、学校全体として取り組む体制を構築する。

A 4 けいれん発作発生時の対応

<平常時の対応>

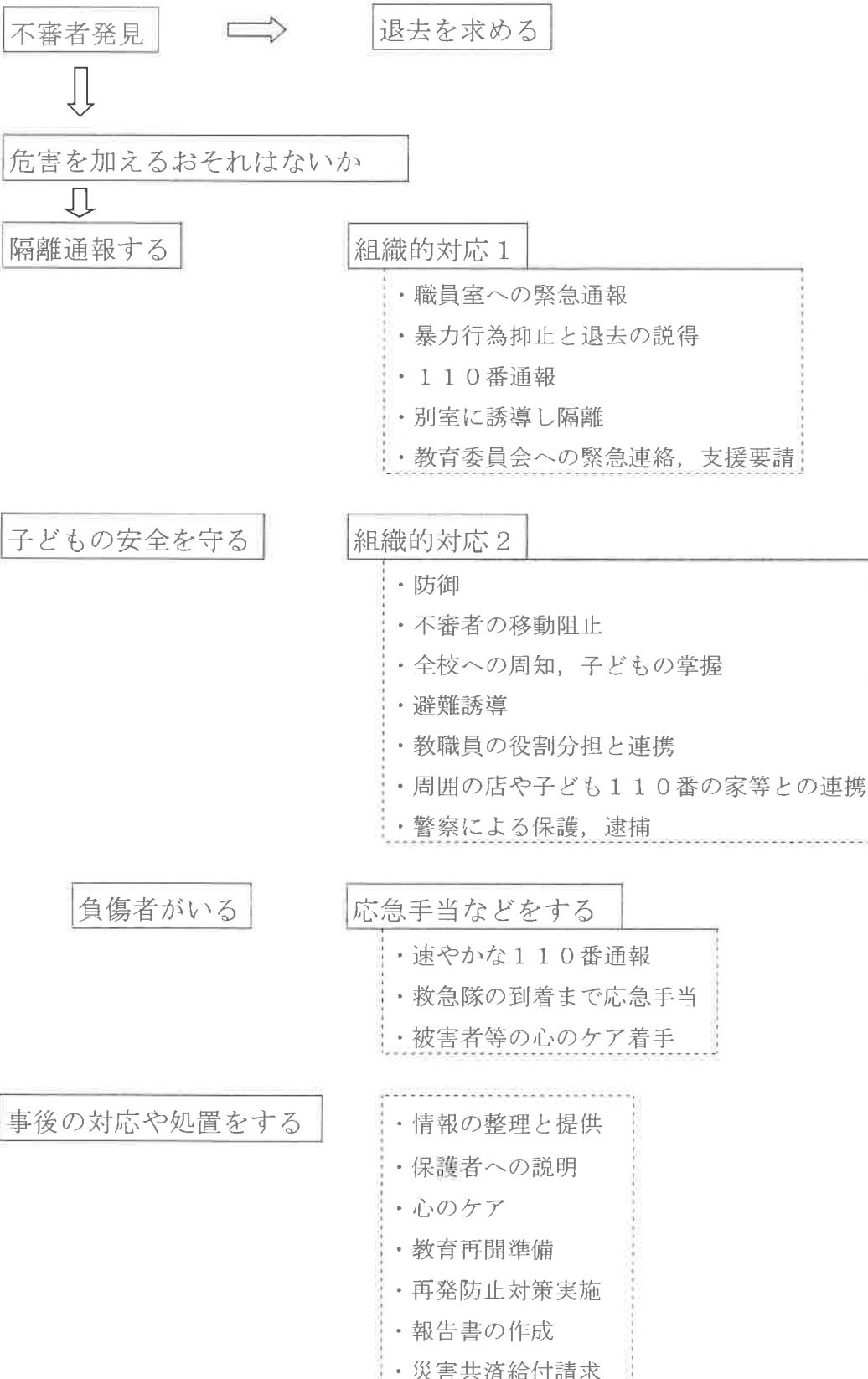
授業中	休み時間	プール	行事
<ul style="list-style-type: none"> ・体の一部分もしくは全 身のけいれん、硬直 ・ぼーっとして視点が定 まらない ・ふらつき <p>等がないか授業者や校内巡回者が様子を見る。</p> <p>つかれている時や体調不良時、顔色が悪い時などには保健室で休養させる。</p>	<p>他の児童と過ごす。 体調不良時には保健室に来室させる。</p> <p>トイレでの対応> 授業開始時、教室にいるか確認する。いない場合は養教に知らせ、トイレに確認しに行く。</p> <p>長休みや昼休みには近隣クラスの女性教員や、養教がトイレの近くを見回る。</p>	<p>教員は2人体制。 補助教員は安全確認し、目を離さないようにする。</p> <p>そうじ</p> <p>そうじ場所担当者が、様子を見る。</p>	<p>担任を中心に教員で目を離さないようにする。 バスなどの移動では、できるだけ教員が近くに座る(隣が望ましい)。</p> <p>宿泊行事前には、本人、保護者、担任、養教で対応や連絡先を確認する。(緊急時、入浴、就寝・起床)</p>

<けいれん症状発生時の対応>



個別の危機管理 災害・事件発生時の対応

B 1 不審者への対応について



下校時における不審者等、緊急事態への対応

① 児童生徒に対する注意喚起について

下校時における不審者等による犯罪被害に遭わないための対策として、できるだけ複数での下校を心掛けるようにし、暗い道や人通りの少ない裏道等は、極力通らないようとする。また、声かけや誘いには応じないようにし、相手を刺激しないように対処するよう指導を行う。

不審者や車両が後をつけ、待ち伏せしているような場合は、安全第一を考え、商店や民家、子ども 110 番の家など安全な場所に避難すること、直ちに 110 番通報をする等の指導を行う。

② 家族等の迎えを待つ場合の待ち合わせ場所について

特に授業終了時等夕刻に保護者が迎えに来る場合は、学校内で待機することや学校内で待機できない場合は、暗い場所を避け明るい人通りの多い場所を選ぶ等、学校の実情に応じた安全な場所で待ち合わせをするといった安全な対応を講じることが重要である。（学校敷地内への車両の乗り入れは必要に応じて検討する。）

③ 学校周辺の安全点検について

各校においては、下校時における安全の確保について、定期的に防犯の観点で、学校から児童生徒が利用する最寄りのバス停等まで及び保護者が迎えに来る際の待ち合わせ場所（学校敷地内含む）の状況を点検すること。

チェック 1 『緊急対応が必要か』

学校に登下校時の不審者情報の第一報が入った時点で、その概要を把握し、緊急に対応しなければならない情報なのかどうかをチェックする。

対応 1 被害者等の安全確保

緊急対応が必要と判断した場合には、児童生徒等の安全確保を図る取組を迅速・的確に行う。その際、最初に児童生徒等の安全確保などに取り組めるのは、日ごろから学校安全ボランティアをはじめとした地域の人たちの協力が得られる体制を構築しておく。

学校は、緊急事態の発生を直ちに全教職員に周知し、危機管理マニュアルに基づき、近くのボランティア等への支援要請、現場（病院等含む）への急行、情報収集と整理など、被害者等の安全確保を行う。

チェック 2 『不審者が確保されているか』

被害者等の安全確保を行った後、不審者が確保されているかをチェックする。

対応 2 登下校の安全確保

不審者が確保されていない状況が続き、登下校時の児童生徒等に被害が及ぶ危険性がある場合は、保護者への引き渡しや集団登下校など児童生徒等の安全を確保しなければならない。また、警察の緊急パトロールの要請、地域住民・保護者・学校安全ボランティア等の防犯パトロールの要請など、登下校の安全確保を行う。

対応 3 事後対応・措置

事態の収束後、事態への対応を見直し、日ごろの対策と緊急対応を改善する。また、養護教諭やスクールカウンセラーを中心に心のケアを行うとともに、情報を整理し教育委員会等への報告書を作成し、報告する。

B2 大雨発生時の対応について

隊長	校長	搬出係	事務
指揮者	教頭	救護係	養護教諭
状況把握	教務主任、安全担当	児童管理係	学級担任
		避難確認	養護教諭（1階）5年担任（2階）

<登校前>

- 気象情報により翌朝の登校時に危険が予想される場合は、「始業時間を遅らせる」「臨時休業」などの措置を判断し、周知する。

<在校時>

警戒レベル1・2 ⇒ 気象情報・避難情報を職員室モニターに流し、情報収集を行う

警戒レベル3 ⇒ 気象情報・避難情報を職員室モニターに流し、情報収集を行う
学校の周辺状況を把握する（安全第一）

情報から下校時に危険が予想される場合は、「下校時刻の変更」「保護者への引き渡し」「学校待機」などを判断し、保護者に周知する。

警戒レベル4 ⇒ 気象情報・避難情報を理科室モニターに流し、情報収集を行う
全校児童・教職員は、マルチホールに避難する。

（教職員は携帯電話、家庭環境調査票持参。搬出係は指導要録など重要書類を持参。）

教頭は引き渡しカード持参。教務は非常持ち出し袋、拡声器持参）

「保護者への引き渡し」「学校待機」などを判断し、保護者に周知する。

警戒レベル5 ⇒ 気象情報・避難情報を理科室モニターに流し、情報収集を行う
全校児童・教職員は、マルチホールに避難する。

（教職員は携帯電話、家庭環境調査票持参。搬出係は指導要録など重要書類を持参。）

教頭は引き渡しカード持参。教務は非常持ち出し袋、拡声器持参）

「学校待機」し、保護者に周知する。

防災気象情報をもとにとるべき行動と、相当する警戒レベルについて

<参考>

情報	とるべき行動	警戒レベル
・大雨特別警報※1 ・氾濫警報	災害がすでに発生していることを示す警戒レベル5に相当します。何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命を守るために最善の行動をとってください。	警戒レベル5相当
・土砂災害警報 ・危険度分布「非常に危険」（赤色） ・山體崩落警報 ・高齢者警報 ・豪雨警報	地元の自治体が避難勧告を発する場合となる情報です。避難が必要とされる旨をレベル4に相当します。災害が想定されている地域等で、自治体からの避難勧告の発令に留意するとともに、避難勧告が発令されないとしても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
・豪雨警報・土砂災害警報 ・洪水警報 ・危険度分布「警戒」（赤） ・泥石流警報 ・高齢者警報（暴雨に対する可能性が高い旨に留意されておりません）	地元の自治体が避難準備・高齢者等避難開始を発令する旨などを情報です。高齢者等の避難が必要となる警戒レベル3に相当します。災害が想定されている区域等では、自治体からの避難準備・高齢者等避難開始の発令に留意するとともに、危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者等の方は自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル3相当
・豪雨度分布「注意」（黄） ・氾濫注意情報	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当します。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
・大雨注意報 ・洪水注意報 ・高潮注意報（情報に切り替える可能性に書きされていないもの）	避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2です。ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2
・早期注意情報：警戒級の可能性 注：大雨に関して、明日までの期間に「高」又は「中」が予想されている場合	災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1です。最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

B3 地震・火災・津波発生時の対応について

隊長	校長	搬出係	事務
指揮者	教頭	救護係	養護教諭
状況把握	教務主任、安全担当	児童管理係	学級担任
初期消火		避難確認	養護教諭（1階）5年担任（2階）

① 授業中・休み時間中

<初期対応>

- 火災その他の災害発生に際して発見者は直ちに非常ベルを押し、指揮者に場所を伝える。
- 非常ベル・緊急地震速報 ⇒ 教頭（不在時は職員室にいる職員）が安全行動の放送を行う。
- 地震の場合は、放送または揺れを感じたと同時に「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて身を寄せる。

<2次対応>

- 揺れが収まったら、職員室にいる職員は情報収集を行う。教室では、児童の安否確認を行う。
- 情報から2次避難の有無・場所（火災発生時は運動場掲揚塔前、津波発生時は2階マルチホール）を判断し、放送を行う。（教職員は携帯電話、家庭環境調査票持参。搬出係は指導要録など重要書類を持参。教頭はマスターキー・引き渡しカード持参。教務は非常持ち出し袋、拡声器持参）
- 能登沖地震級の揺れを感じた場合は糀川谷ダムの決壊に備え2次避難する。

校舎が無事な場合は2階マルチホール　　校舎崩落の場合は山崎橋方面

<対策本部の設置>

- 対策本部を設置し、情報収集・安否確認・安全点検・消火・応急復旧・救護・保護者連絡等を行う。
- 本校が避難所となった場合は、運営の協力を行う。

<児童の引き渡し>

- 児童の引き渡しが決定したら、メールを使って保護者に周知する。
- 引き渡し手順に沿って、引き渡しを行う。

<心のケア>

- アンケート・個人面談などを行い、児童の心の状態を把握する。
- 保護者と情報を共有し、スクールカウンセラーなども活用し、児童の心のケアを行う。

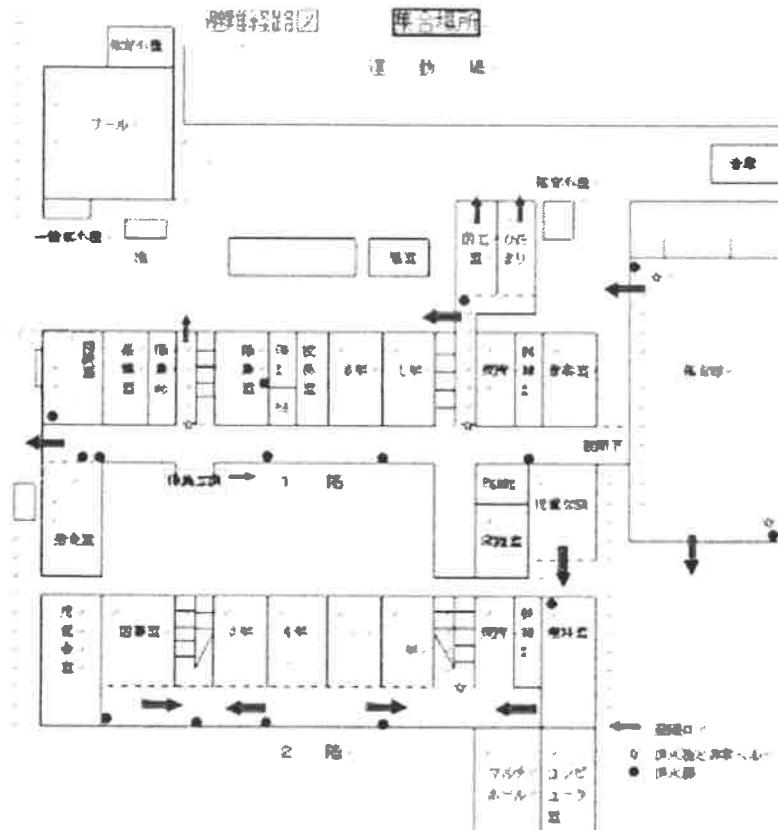
② 登下校中

- 校長が始業時刻を遅らせる、臨時休業とする等の判断を行い、メールを使って保護者に連絡する。
学級担任は、登校児童の確認、必要に応じて家庭連絡を行う。
- 校長が授業の打ち切りや下校見合わせ等の判断をし、メールを使って保護者に連絡、必要に応じ、引き渡しを行う。

○ 休日における配備体制基準

- ①注意配備体制 震度 3 の地震が発生したとき ⇒ 原則招集なし
- ②警戒配備体制 震度 4 又は 5 弱の地震が発生したとき ⇒ 校長、教頭
- ③災害対策体制 震度 5 強以上の地震が発生したとき ⇒ 職員（自主登校）

○ 避難経路 及び 避難場所



山崎橋

倉庫

★
校地

2次避難場所（津波の場合）

糸川谷ダム決壊の場合

・校舎2階マルチホール

・山崎橋方面

B4 「原子力災害」の対応について

○ 組織

隊長	校長	連絡係	各地区担当教諭
指揮者	教頭	救護係	養護教諭
巡回係	教務主任 安全担当	児童管理係	学級担任

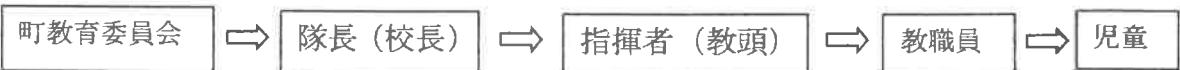
○ 具体的行動

- ・緊急放送が流れたら立ち止まって静かに聞く。
- ・屋内に入りドア・窓・カーテンを全部閉める。エアコンや換気扇を止める。
- ・上着などを羽織り、なるべく肌を出さない。
- ・『おはしも』の約束「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」を守り、体育館に避難する。体育館では集会時のように座る。
- ・ハンカチを口にあてて指示を待つ。

○ 引率者と避難経路

クラス	引率者	非難経路
1年生		廊下に出て体育館へ
2・3年生		南階段から体育館へ
4年生		北階段から体育館へ
5年生		北階段から体育館へ
6年生		廊下に出て体育館へ
ひだまり		廊下に出て体育館へ

○ 指示連絡体制



○ 校舎からの退避実施

- ・学校長は、町教育委員会から退避の指示を受けた場合、町が準備した輸送車両等により、町が決定した退避場所へ児童を避難させる。

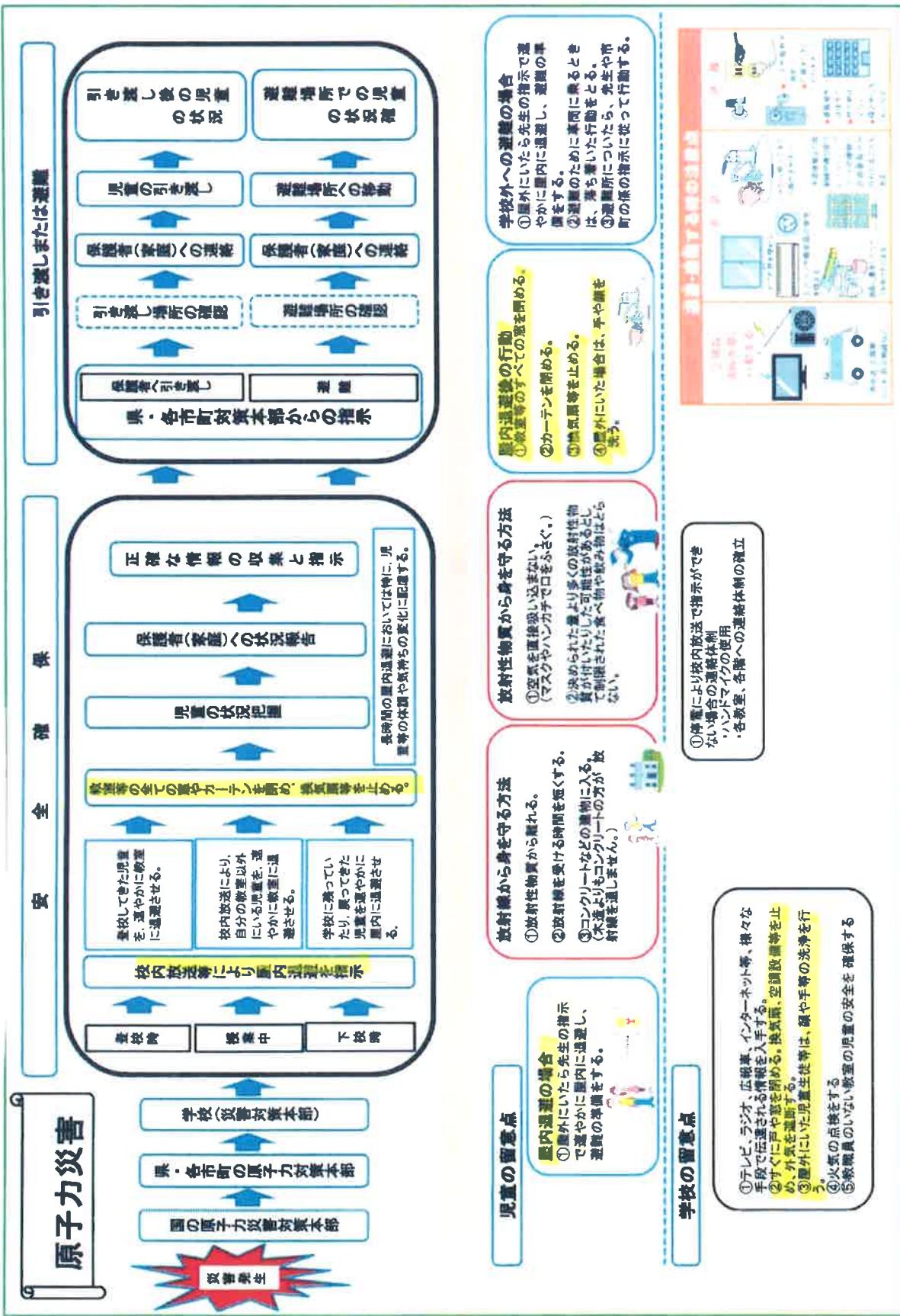
○ 避難についての注意

- ・指揮者の指令に従い安全に速く行動させる。
- ・無言で秩序正しく行動できる適切な処置をとる。
- ・常に人員掌握に留意する。
- ・教室を出るときは、学級担任（授業者）が先頭または後尾について行動する。

原子力災害発生時の対応(フローチャート)

・原子力災害が発生してから避難または保護者へ引き渡すまでを表しています。

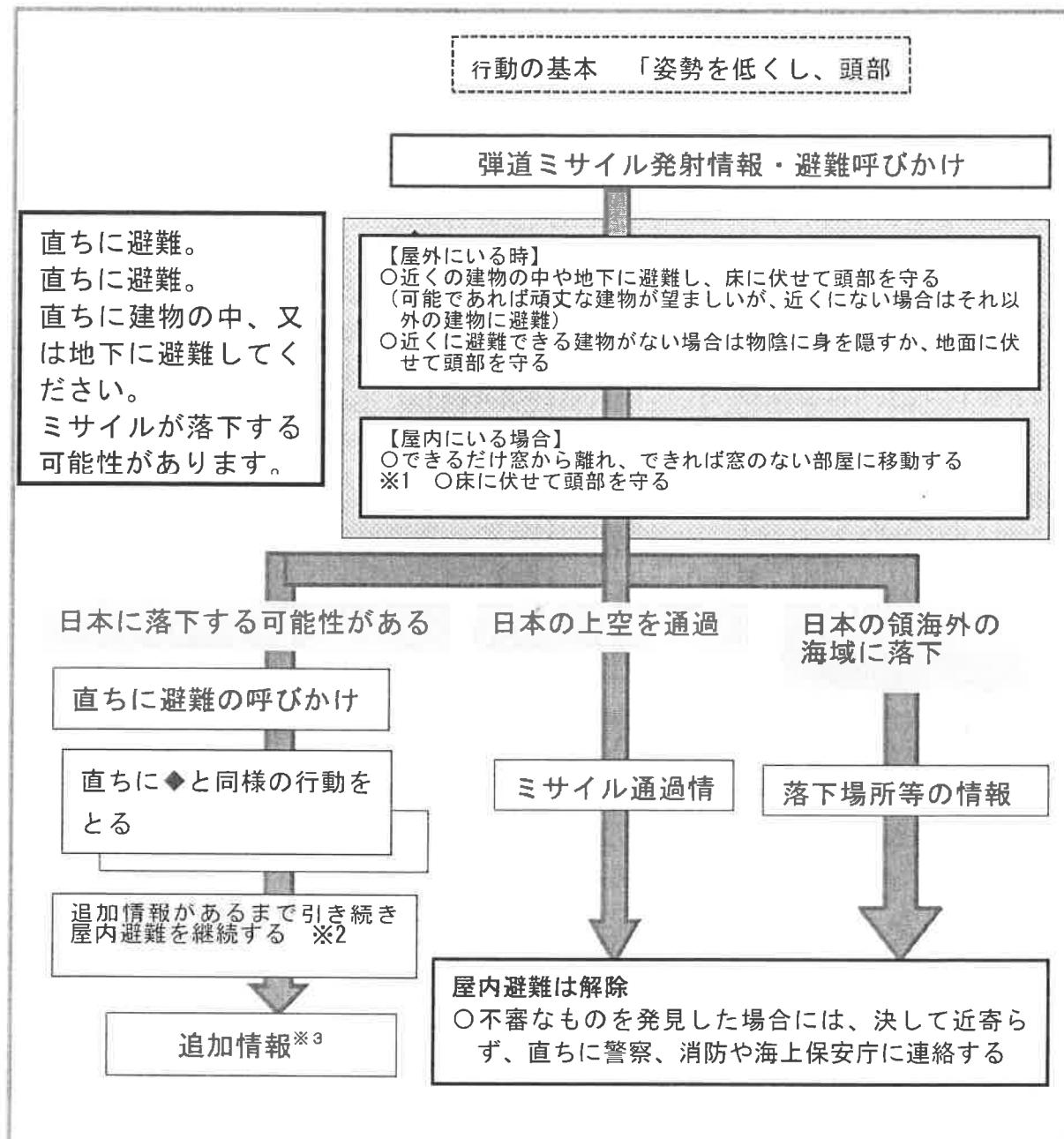
原子力災害



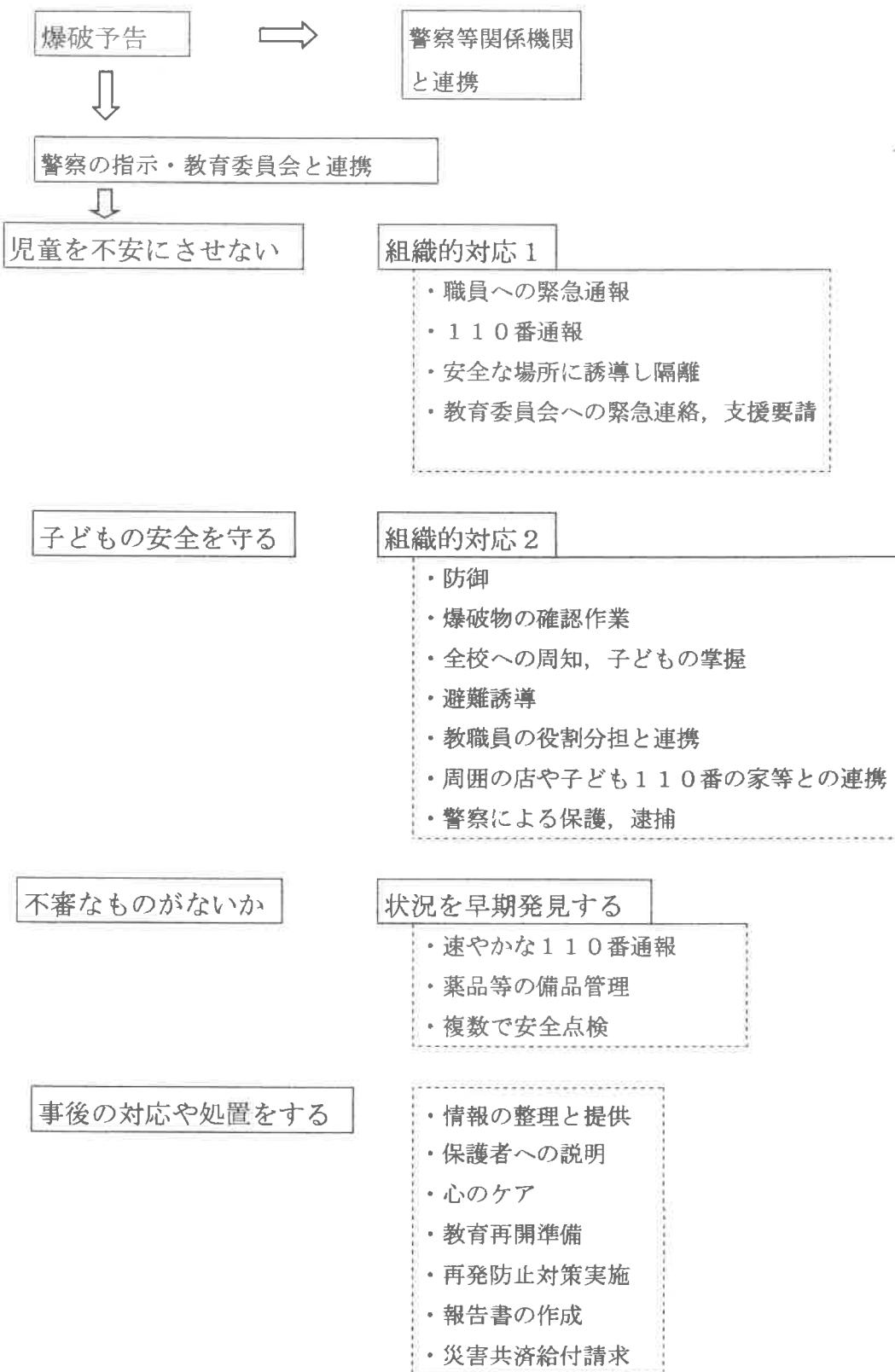
B5 弾道ミサイル発射に係る対応について

Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それから身を守る行動をとる。



B 6 学校への犯罪予告・テロへの対応について



C 1 心のケアを必要とする短期不登校への対応について

< 初期対応 >

問題状況の発生

学級担任から教務への報告

状況把握(教頭)

学級担任・養護教諭からの情報収集

校長への報告

連絡体制の確立

保護者への連絡

家庭訪問

< 詳しい状況と要因の把握(学級担任・養護教諭等) >

養護教諭、学級の児童、保護者等からの情報収集

健康・体力面

本人の性格(目的意識、耐性の不足等)

学習達成状況

学級での対人関係(しあわせ、いじめ等)

教師とのかかわり

教職員の共通認識

学校としての組織的対応

関係諸機関との連携
(SW・SC)

家庭との連携
保護者への説明

教育委員会への報告

マスコミへの対応

< 事後報告 >

事故のまとめ(報告書作成)

→ 教育委員会への報告文書の提出

対応についての教職員への周知と見通し

→ 全校児童への指導

事後の危機管理

保護者への引き渡し

- 気象状況悪化が原因の場合 ～ 台風、大雨・洪水、暴風雪（大雪）～

条件	連絡	手段
集団下校の必要を感じた時	緊急メール	・引率して通学路上で行う
集団下校の指示があった時		・待機して学校玄関で行う
緊急下校の必要を感じた時		※名簿（引き渡しカード）で確認する
緊急下校の指示があった時		

- 校舎火災の場合

条件	連絡	手段
悪天候の場合	緊急メール	・待機して国旗掲揚塔前で行う ・待機して体育館（安全）で行う ※名簿（引き渡しカード）で確認する

- 地震とそれに伴う災害の場合

条件	連絡	手段
校舎決壊の場合	緊急メール	・待機して運動場で行う ・待機して体育館（安全）で行う ※名簿（引き渡しカード）で確認する
校舎決壊＋ダム決壊の場合	緊急メール	・山崎橋方面か上田会館で待機して行う ※名簿（引き渡しカード）で確認する
校舎安全＋ダム決壊の場合 水が引いた後	緊急メール	・待機して体育館で行う ※名簿（引き渡しカード）で確認する

*家庭で話し合っておく事項について

事故・災害が発生した場合に対する家庭での備えについて、引き渡し訓練の際など、各家庭で話し合う機会をつくる。特に、児童と保護者が離れている時の対応として、以下の点について各家庭の状況に応じた話し合いを促すこととする。

- 登下校中、通学路で危機事態が発生した場合の対応（実際に歩いて確認）
- 自宅で保護者が不在のときに危機事態が発生した場合の対応
- 公共交通機関が途絶し両親が勤務先から戻ることができない場合の対応

参考

学校危機管理心得十箇条

- 1 事故・災害発生への対応はすべての業務に優先する。
- 2 事故発生を自分一人で処理しない。
- 3 校長・教頭にすぐに報告する。
- 4 事故発生における正確な状況把握を行う。
- 5 養護教諭は救急処置にあたり、被災児童のそばを離れない。
- 6 周囲は、児童が不安になるような言葉は使わない。
- 7 保護者には誠意をもって対応する。
 - ・責任が学校にある場合には事実に基づき、まず謝罪する。
 - ・謝罪とていねいな対応が、問題解決をスムーズにする。
 - ・保護者との日常の関係を良好にしていることが大切である。
- 8 教職員が手分けして事態に対処し、役割分担し機能的に動く。
- 9 マスコミに対しては、答えられる事実のみとし、わからない質問への即答は避ける。必ず時間を設定し、厳守する。
- 10 事故・災害時の記録をしっかりと、問題を整理・分析し、事後に生かす。

「子ども 110 番の家」

	地 区	依 賴 先 氏 名	住 所	電 話 番 号
1	宝 達	谷光 一夫	宝達口 9 3	2 8 - 2 3 2 1
2	上 田	宮本 君子(旧みやもと呉服店)	上田カ 2 0 2 - 1	2 8 - 2 2 4 6
3	上 田	尾角理容店	上田カ 2 0 8	2 8 - 4 0 1 2
4	上 田	佐藤 祐治(佐藤石材)	上田エ 6 2	2 8 - 2 2 1 7
5	上 田	赤池 大輔(宝達郵便局)	上田カ 2 0 6	2 8 - 2 9 8 1
6	門 前	松田 平光(松田プロパン)	門前口 7 - 1	2 8 - 2 2 1 9
7	御 舘	野崎 雅俊	御館口 2 1	2 8 - 4 5 5 4
8	上田出	松田 好治	上田出チ 2 8	2 8 - 2 6 5 9
9	上田出	小木 秀	上田出ノ 6 1	2 8 - 2 2 8 8
10	三日町	岡部企画(株)	三日町イ 1 9 - 1	2 8 - 3 6 3 6
11	山 崎	梅田 清	山崎イ 4 9 - 1	2 8 - 3 0 9 9
12	河 原	高木 清純(ヘアサロンたかぎ)	河原ニ 1 6 7	2 8 - 2 2 7 0
13	河 原	野崎 とし子	河原ホ 1 7	2 8 - 3 1 9 3